

帯広市学校給食センター運営委員会委員の変更について

1 解任した委員

任期：令和元年6月1日～令和2年5月31日

氏名	区分	選出区分
いが まみ 伊賀 真美	1期目	学校代表(帯広市校長会)
たなか よしひさ 田中 善久	1期目	学校代表(帯広市教頭会)
はらだ たまえ 原田 玉枝	1期目	学校代表(帯広市養護教員会)
かなお やすあき 金尾 泰明	2期目	関係団体(帯広市PTA連合会)
かわむら てつひろ 河村 哲裕	1期目	関係団体(帯広市PTA連合会)
まつもと ひろこ 松本 浩子	1期目	関係団体(帯広市PTA連合会)
きたけ ゆき 佐竹 有希	1期目	学識経験者(帯広市農業施策推進委員会)

2 任命した委員

任期：令和2年6月1日～令和3年5月31日

氏名	区分	選出区分
おざわ ようこ 小澤 容子	新任	学校代表(帯広市校長会)
ほりぐち はつえ 堀口 初枝	新任	学校代表(帯広市教頭会)
あきば まゆみ 秋葉 真由美	新任	学校代表(帯広市養護教員会)
かとう みずき 加藤 瑞希	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)
たにほ としひこ 谷保 寿彦	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)
みずの ともあき 水野 智明	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)
さいとう かずみ 斎藤 和美	新任	学識経験者(帯広市農業施策推進委員会)

帯広市学校給食センター運営委員会役員の選任について

1 運営委員会

(1) 令和元年度

役職	氏名	選出区分	備考
会長	伊賀 真美	学校代表(帯広市校長会)	解任
副会長	田中 善久	学校代表(帯広市副校長会)	解任

(2) 令和2年度(案)

役職	氏名	選出区分	備考
会長	小澤 容子	学校代表(帯広市校長会)	新任
副会長	堀口 初枝	学校代表(帯広市副校長会)	新任

議案第2号

帯広市学校給食センター運営委員会小委員会委員の選任について

1 解任した委員

任期：令和元年6月1日～令和2年5月31日

氏名	区分	選出区分	小委員会
いが まみ 伊賀 真美	1期目	学校代表(帯広市校長会)	給食物資
たなか よしひさ 田中 善久	1期目	学校代表(帯広市教頭会)	給食献立
はらだ たまえ 原田 玉枝	1期目	学校代表(帯広市養護教員会)	給食献立
かなお やすあき 金尾 泰明	2期目	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
かわむら てつひろ 河村 哲裕	1期目	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
まつもと ひろこ 松本 浩子	1期目	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
きたけ ゆき 佐竹 有希	1期目	学識経験者(帯広市農業施策推進委員会)	給食物資

2 任命した委員

任期：令和2年6月1日～令和3年5月31日

氏名	区分	選出区分	小委員会(案)
おざわ ようこ 小澤 容子	新任	学校代表(帯広市校長会)	給食物資
ほりぐち はつえ 堀口 初枝	新任	学校代表(帯広市教頭会)	給食献立
あきば まゆみ 秋葉 真由美	新任	学校代表(帯広市養護教員会)	給食献立
かとう みずき 加藤 瑞希	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
たにほ としひこ 谷保 寿彦	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
みずの ともあき 水野 智明	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
さいとう かずみ 斎藤 和美	新任	学識経験者(帯広市農業施策推進委員会)	給食物資

帯広市学校給食センター運営委員会小委員会役員の選任について

1 給食物資小委員会

(1) 令和元年度

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊賀 真美	学校代表(帯広市校長会)	解任
副委員長	耕野 拓一	学識経験者(帯広畜産大学)	3期目

(2) 令和2年度(案)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	小澤 容子	学校代表(帯広市校長会)	新任
副委員長	耕野 拓一	学識経験者(帯広畜産大学)	3期目

2 給食献立小委員会

(1) 令和元年度

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	田中 善久	学校代表(帯広市副校長会)	解任
副委員長	立川 健	学識経験者 (北海道全調理師会帯広支部)	4期目

(2) 令和2年度(案)

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	堀口 初枝	学校代表(帯広市副校長会)	新任
副委員長	立川 健	学識経験者 (北海道全調理師会帯広支部)	4期目

帯広市学校給食センター運営委員会の役割等について

1 運営委員会の設置等

- ① 帯広市学校給食センター条例に基づく教育委員会の附属機関として設置
- ② 委員は、20名以内をもって組織し、任期は2年
ただし、任期途中で委員の変更があった場合は、前任者の残任期間
- ③ 委員は、学校及び関係行政機関の職員、関係団体の代表、学識経験者のうちから、教育委員会が任命する

2 令和元年度運営委員会の設置状況

- ① 小中学校、行政機関、帯広市PTA連合会、調理師会、栄養士会、農業生産者、帯広信用金庫、帯広畜産大学から選出いただいた14名を任命
(委員の構成)
 - ・市校長会 1名 ・市教頭会 1名 ・市養護教員会 1名
 - ・十勝教育局 1名 ・帯広保健所 1名 ・市PTA連合会 4名
 - ・調理師会 1名 ・栄養士会 1名 ・農業生産者 1名
 - ・帯広信用金庫 1名 ・帯広畜産大学 1名
- ② 任期は、令和元年6月1日から令和3年5月31日までの2年間
(新任委員の任期は令和2年6月1日から)
- ③ 会議は、随時開催し、今年度は3回程度を予定(書面開催を含む)

3 運営委員の役割等

- ① 教育委員会の諮問に応じて答申し、または必要な意見を具申する。
- ② 専門的事項を調査審議するため、給食物資小委員会、給食献立小委員会を設置する。

4 今後想定される審議事項

- ① 給食施設の管理及び運営について
- ② 地元産食材の活用推進について
- ③ 新メニュー開発など献立の魅力向上について

おびひろ市の 学校給食

令和2年4月

帯広市教育委員会

帯広市学校給食センター

目 次

帯広市の学校給食	
はじめに	1
学校給食の意義・役割	
帯広市学校給食のあゆみ	2
（参考）全国学校給食週間	3
施設の概要	
職員及び調理員等従事員	4
調理業務体制	
給食配送体制	
学校配膳員の配置	
給食の実施状況	
給食の献立	
給食の内容	5
主食・副食・ミルク	
食物アレルギーへの対応	
アレルゲン情報の提供	
代替飲料	
特別給食の実施	6
ふるさと給食	
姉妹都市交流給食	
バイキング給食	
給食の配食数	
給食費	
栄養教諭、栄養士による指導事業	7
教科指導訪問	
管理運営状況	
給食経費	
給食費収入	
食材の導入状況	8
給食の残さ処理	
調理員の健康及び衛生管理等	
その他	9
帯広市学校給食センター運営委員会	

帯広市の学校給食

○ はじめに

日本の学校給食は、明治 22 年に山形県鶴岡町（現・鶴岡市）の私立忠愛小学校で貧困家庭の児童に昼食を無償で提供したのが、始まりとされています。

学校給食は、戦時中一時中断となりましたが、戦後、困難な食糧事情のもとで、経済的困窮と食糧不足から児童生徒を救済するための措置として、アメリカなどから脱脂粉乳等の援助物資を受けて再開されました。昭和 29 年に「学校給食法」が制定されてからは、学校教育活動の一環として、現在に至るまで、安全かつ安定的に実施・普及してきました。

帯広市の学校給食は、昭和 19 年に明星小学校で味噌汁の副食を提供したことが始まりと言われています。以来、昭和 39 年まで各学校において給食を実施していましたが、提供できない学校もありました。このため、市内全小中学校に給食を提供するため昭和 40 年に市内稲田町に学校給食共同調理場を設置しました。

その後、昭和 57 年には、児童生徒数の増加による施設の狭隘化、さらに設備の老朽化に対応するため、市内西 22 条北 2 丁目に 2 万 4 千食の調理能力を有する大規模な学校給食共同調理場を整備しました。

平成 27 年 4 月からは南町に「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」に対応した学校給食センターが稼働しました。

○ 学校給食の意義・役割

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。

成長期にある子どもに栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の健康・体位の向上を図ることはもとより、健全な食生活は、将来の食習慣の形成に大きな影響を与えます。

また、学校給食を通して、食への感謝の心の醸成や給食の準備、後片付け、仲間と共に楽しく食することにより児童生徒、教員とのふれあいの場をつくり、協力・助け合い・決まりを守るなど、団体生活における基本的な態度を身につけることができます。

（学校給食法第 2 条）

学校給食は教育の目的を実現するため、食育の推進に関することなど次の 7 つの目標を達成されることが求められている。（平成 21 年度改訂）

- 1 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

○ 帯広市学校給食のあゆみ

- 昭和 19 年 ・明星小学校で副食給食開始。
- 22 年 ・柏小学校でララ(アジア救済公認団体)物資による副食給食実施。
・帯広小学校で副食給食開始。
・第2中学校で脱脂粉乳給食開始。
- 26 年 ・主食と副食の完全給食の実施。
- 29 年 ・柏小学校に製パン施設完成。
- 30 年 ・帯広小学校、明星小学校に製パン施設完成。
- 31 年 ・緑丘小学校に製パン施設完成
- 40 年 ・帯広市学校給食共同調理場の完成。(1月・稲田町に完成)
(自校方式からセンター方式へ移行)
・市内全校(小学28校・中学16校)へ完全給食開始。(4月から)
- 46 年 ・同調理場内に自家製パン工場完成。
- 50 年 ・米飯給食の導入開始。(民間へ委託)
- 54 年 ・配送業務の民間委託実施。
- 57 年 ・新学校給食共同調理場の完成。(3月・西 22 条北 2 丁目に完成)
・製パン部門の民間委託実施。
- 58 年 ・ふるさと給食の開始。
- 平成 2 年 ・有機、低農薬野菜を導入。
・優良調理場として文部大臣表彰受賞。(11月)
- 5 年 ・栄養士による給食指導(小学校訪問)の開始。
- 6 年 ・小学校6年生を対象にバイキング給食の実施。
- 8 年 ・姉妹都市ふれあい給食の開始。
・小学校2ライン別献立の実施。(3通り献立・小学2、中学1)
- 10 年 ・保温コンテナ導入。(～13年度 ・37台導入)
- 11 年 ・保温コンテナ室完成(36㎡・1棟)
- 13 年 ・保温コンテナ室完成(27㎡・1棟)
・第1回学校給食展開催(とかちプラザ)
- 14 年 ・第2回学校給食展開催(とかちプラザ)
- 15 年 ・第3回学校給食展開催(とかちプラザ)
- 16 年 ・ボイラー業務の民間委託実施。(4月1日実施)
- 17 年 ・汁用ボール及び箸の更新
- 18 年 ・十勝産小麦 100%使用のパン。二つ切り皿更新。外装等改修工事
- 19 年 ・帯広市食育推進計画策定(農政部)
・牛乳アレルギー代替飲料の提供開始
- 20 年 ・イエスクリーン米の導入
- 21 年 ・食育フェスティバル(給食展)の開催(庁内連携とかちプラザ)
- 22 年 ・箸の更新(寄附)
・新学校給食調理場基本構想策定
- 23 年 ・新学校給食調理場基本計画策
- 24 年 ・新学校給食調理場基本設計・実施設計
・学校給食食材の放射線測定開始(7月9日)
- 25 年 ・新学校給食調理場建設工事着工
- 26 年 ・新調理場完成・引き渡し
- 27 年 ・学校給食センター稼働

(参考) 全国学校給食週間(1月24日～30日)とは?

学校給食は、明治22年に貧困児童を救済する目的で始められ、その後栄養を改善する目的に移りました。戦争のために給食が中断された時期もありましたが、戦後の食料不足から児童を救済する目的で学校給食が再開されました。当時は、給食物資を独自で賄うことが困難であったため連合軍総司令部やララ物資(アメリカの慈善組織による海外援助事業)などから物資を受け、昭和21年12月24日から東京・神奈川・千葉の3都県の学校で試験給食が行われました。これを記念して、冬休みと重ならない1月24日から1週間を「全国学校給食週間」としました。今日では、学校給食を通して食に対する感謝の気持ちや物を大切にすることを育む取り組みとして全国で行われています。

○ 施設の概要

- ・名称 : 帯広市学校給食センター (帯広市南町南8線42番地3)
- ・着工 : 平成25年5月
- ・竣工 : 平成26年11月 (供用開始:平成27年4月1日)
- ・建築面積 : 7,982.04 m²
- ・延床面積 : 9,233.84 m²
- ・構造 : 鉄骨造 2階建
- ・敷地面積 : 24,026.85m²
- ・実施形態 : 共同調理場方式 (調理室等 ドライ式)
- ・調理能力 : 14,000 食/回
- ・工事費 : 総工費 4,594,000 千円
 - ・設計等 59,535千円
 - ・建築主体工事 1,497,538千円
 - ・厨房設備工事 1,280,339千円
 - ・衛生設備工事 283,339千円
 - ・電気設備工事 483,803千円
 - ・空調設備工事 533,812千円
 - ・外構工事等 131,533千円
 - ・太陽熱・光 126,878千円
 - ・その他 197,223千円
- ・主な厨房機器類 (令和2年4月1日現在)
 - (調理釜) 39台 (フライヤー) 3台 (スチームコンベクションオープン) 16台
 - (プレハブ冷蔵庫) 9台 (プレハブ冷凍庫) 4台 (真空冷却機) 5台
 - (自動食器洗浄機) 3台 (自動食缶洗浄機) 2台 (コンテナ洗浄機) 3台
 - (消毒保管庫) 101台 (スライサー) 6台 (炊飯設備一式) 1台
 - (配送用コンテナ) 214台
 - ・大(食器用)14台
 - ・大(食缶用)62台
 - ・中(兼用)81台
 - ・小(兼用)57台
- ・使用食器 : PEN(ポリエチレンナフタレート)樹脂

○ 職員及び調理等従事員

令和2年4月1日現在

センター長	事務職員	栄養教諭 栄養士	調理員		事務員 事務補助員	合計
			(正職員)	(技能労務員)		
1名	5名	6名 2名	13名	101名	4名 1名	133名

- ・事務職員 5名のうち、主幹 1名
- ・技能労務員 101名のうち、1日勤務 37名、隔月勤務 12名、午前勤務 43名、午後勤務 9名
- ・事務員 4名のうち、給食費徴収指導担当 3名、事務担当 1名

○ 調理業務体制

- 勤務時間 ・8:15 ～ 17:00 (労働時間 7時間 45分)
- 3ライン制 ・定数:午前 100名、午後 68名
 - ・小学校Aライン (小学校 13校)
 - ・小学校Bライン (小学校 13校)
 - ・中学校ライン (中学校 14校)

○ 給食配送体制

- 配送時間 ・8:30 ～ 12:00
- 回収時間 ・13:00 ～ 15:30
- 配送業務
 - ・日本通運(株) 都市部東地区(小・中学校 16校) 6台
 - ・日本通運(株) 都市部西地区(小・中学校 15校) 6台
 - ・道勝運輸(株) 郊外(小・中学校 9校) 4台

○ 学校業務員(配膳業務担当)の配置

- 各小・中学校に配膳業務を担う学校業務員 1～2名を配置。合計 72名
業務内容 ・給食、食器等の数量確認 ・配膳、回収等 ・清掃、整理整頓

○ 給食の実施状況

(1) 給食の献立(1日 3献立)

献立作成にあたっては、文部科学省の学校給食摂取基準を参考に栄養のバランスや多様な食品構成(食べ物の働きにより黄色・赤色・緑色に分け)を考え、バラエティに富んだ献立内容となるよう工夫しています。

学校給食で使用する野菜は、有機・特別食品のものをはじめ地場産の野菜をできるだけ使用しています。また、しょう油や味噌、豆腐などは十勝産大豆 100%のもの、パン、麺(ラーメン・うどん・パスタ・焼きそば)は帯広産小麦 100%のもの、ハムやソーセージ類は無添加のものを使用し、食品の安全性についても注意をしています。

毎月末には、翌月の献立や使用している食材を掲載した「給食だより」や食育に関する情報を掲載した「食育通信」を各家庭に配布しています。

- 小学校 2献立(26校をA・Bに分け 別献立) ■ 中学校 1献立

(2) 給食の内容

◆ 主 食

- 【米飯】 ※ 給食用のご飯は、平成 20 年度より北海道産イエスクリーン米「ななつぼし」を使用しています。
- ※ 1 週間のうち 3 回、ご飯の日となっています。
小学校 150 g 中学校 220 g
- 【パン】 ※ 給食用のパンは、平成 18 年度より十勝産小麦 100%の小麦粉を使用、平成 27 年度からは帯広産小麦 100%の小麦粉を使用しています。
(平成 24 年度からキタノカオリ(強力粉)ときたほなみ(中力粉)のブレンド、平成 25 年度途中から、キタノカオリからゆめちからに変更)
- ※ 1 週間のうち 1 回、パンの日となっています。
 - ※ 基準パン(コッペパン・小学校:小麦粉 50 g、中学校:小麦粉 80 g)
(種類)
 - ・コッペパン・バターパン・黒砂糖パン・ミルクパン・ココアパン
 - ・クリームパン・チーズパン・たまごパン・かぼちゃパン
 - ・あずきパン・チョコチップパン・バターロールパン・ブランパン
- 【麺類】 ※ 給食用の麺は、平成 27 年度より帯広産小麦 100%の小麦粉を使用しています。(ゆめちから、きたほなみ)
- ※ 1 週間のうち 1 回、麺の日となっています。
(種類) ・ラーメン ・うどん ・パスタ ・焼きそば

◆ 副 食

- 【主菜】【副菜】 ※ 多様な食品をバランスよく使用し、同じ食品や食材が重ならないよう組み合わせを考え、汁物・焼物・揚物などを調理しています。平成 27 年度からは和え物、果物を提供しています。
- 特に、地場産物を多く使用した献立のほか、献立にも季節感をもたせる努力をしています。

◆ ミ ル ク

- 【牛乳】 ※ 毎食、200cc の紙パック牛乳を 1 人 1 個飲用しています。

(3) 食物アレルギーへの対応

◆ アレルゲン情報の提供

保護者からの依頼により食物アレルギーをもつ児童生徒の状況に応じてアレルゲン及び数量の情報を各家庭にお知らせしています。

(令和元年度末 情報提供者 126 名:小学生 104 名、中学生 22 名、保育所 2 名)

◆ 代替飲料の提供

- ・平成 23 年 2 学期から代替飲料を「ほうじ茶」から紙パックの「むぎ茶」に変更
- ・牛乳アレルギーの代替飲料として平成 20 年 3 月から平成 23 年 1 学期まで、ほうじ茶をカップで提供。

(令和元年度末 提供者 50 名:小学生 40 名、中学生 10 名)

◆ 乳・卵の除去食の提供

- ・平成 27 年度から稼働した学校給食センターにアレルギー調理室を整備したことにより、乳・卵の除去食を提供。

(令和元年度末 提供者 48 名:小学校 41 名、中学校 7 名)

※内訳:乳 - 小学生 18 名、中学生 4 名、卵 - 小学生 35 名、中学生 4 名

(4) 特別給食の実施

- ◆ ふるさと給食（昭和 58 年度より実施）
 - ・十勝・帯広の新鮮で安心な農畜産物を学校給食の食材として多く使用することを通して、児童生徒に地場産物への理解を深め、郷土を大切にすることを育むことを目的として実施
 - ☒ 平成 24 年度より、給食で使用する野菜が地場産だけで調達できる時期、9 月～11 月の各月 1 日をふるさとの日として実施。
 - ☒ 平成 23 年度までは、毎年 11 月の第 3 週（5 日間）にふるさと給食週間として実施。この期間に市民試食会も実施。
- ◆ 姉妹都市交流給食（平成 7 年度より実施）
 - ・学校給食記念日に併せ、地元の食材と姉妹都市（大分市・徳島市・松崎町）の特産品を取り寄せた特別献立により、帯広市との違いなどを学ぶことを目的に実施。
 - ☒ 毎年 1 月 24 日（全国学校給食週間）の 1 週間実施。市民試食会も実施
- ◆ バイキング給食（平成 6 年度より実施）
 - ・望ましい食習慣を養うため、自らの健康を考え、多くの食品の中から適切に選択する能力を育み、健康維持の基礎を養うことを目的に実施。
 - ☒ 小学校 6 年生を対象に、中学校の給食のない日に実施

(5) 給食の配食数（令和元年度）

※新型コロナウイルス感染症対応のため、令和 2 年 2 月 27 日以降は臨時休校。

学 校 数	児童・生徒 ・教職員数	配 食 数	年間給食日数	センター 稼働日数
小学校 26 校	8, 070 人	1, 575, 310 食	204 日	211 日
中学校 14 校	3, 932 人	760, 349 食	204 日	
その他		46, 035 食		
合 計	12, 002 人	2, 381, 694 食		

(6) 給 食 費（平成 31 年度改定）

- ◆ 給食費は、学校給食に係る賄材料分（食材関係）を保護者負担としている。
- ◆ 帯広市の給食費は、給食基準日数を 195 日（平成 31 年度改定）として年間の給食費を設定。
- ◆ 直近の給食費の改定は、平成 21 年 4 月（食材価格の上昇のため）に実施。
- ◆ 平成 26 年度、消費税増額相当分を増額。
- ◆ 平成 31 年度より改定（ ）内は平成 30 年度単価
 - ☒ 小学校 ・単価 235 円（230 円） ・年間給食費 45,825 円（43,700 円）
 - ☒ 中学校 ・単価 291 円（285 円） ・年間給食費 56,745 円（54,150 円）
 - ☒ 保育所 ・単価 116 円（113 円）
- ◆ 給食費の徴収
 - ☒ 現年度分は、学校長が取りまとめ、毎月市に納付
 - ☒ 過年度分は、給食センター徴収指導員が徴収
- ◆ 給食費の納入方法
 - ☒ 給食袋による現金納付（10 回の分割納付）
 - ☒ 口座（自動）振替

- 児童手当からの委任払（保護者からの申し出による）
- ◆ 各小・中学校に給食費の収納を担う学校業務員1名を配置。（会計年度任用職員）
業務内容は、給食費の収納事務、学校及び給食センターとの連絡調整

○ 栄養教諭等による指導事業

（1）教科指導訪問

- ・平成24年度までは、小学校5・6年生を対象として、家庭科や保健体育などの授業時間に栄養士を派遣し、望ましい食習慣の形成など「食」に関する授業を行ってきました。
- ・平成25年度から、栄養教諭及び食育指導専門員が中心となり、学校における食育指導を実施。

○ 管理運営状況

（1）給食経費（令和元年度実績）

■ 学校給食センター管理費	474,432,410円	（臨時調理員の賃金含む）
■ 学校給食業務費	603,508,528円	（給食賄材料等）
■ 食育推進事業費	1,896,216円	（指導教材の作成等）
■ 地元産食材活用推進事業費	53,476円	

合 計 1,079,890,630円

（2）給食費収入（令和元年度実績）

■ 現年度分	調定額	602,880,771円	
	収入額	597,894,679円	（収納率 99.17%）
	（うち還付未済金）	(1,033,227円)	
■ 過年度分	調定額	33,712,908円	
	収入額	8,527,853円	（収納率 25.30%）
	不納欠損額	852,171円	

（3）食材の導入状況（令和元年度実績）

【米飯・パン・麺】

- お 米（20年度から北海道産イエスクリーン米）
 - ・北海道学校給食会
 - ※ 平成31年度は、昨年度の不作の影響により普通米「ななつぼし」を提供
- パ ン（18年度から十勝産小麦100%、27年度から帯広産小麦100%パン）
 - ・北海道学校給食会（パン製造業者：林製パン）
- 麺（27年度から帯広産小麦100%：ラーメン・うどん・パスタ・焼きそば）
 - ・北海道学校給食会（麺製造業者：国岡製麺）

【牛 乳】

- 200cc 紙パック ・よつ葉乳業

【副食材料】

- 市内 23社（64%） ■ 十勝管内 6社（17%） ■ 十勝管外 7社（19%）
- 合 計 36社（100%）

【野菜類】

- 市内産 48,478 k g (22.4%) ■ 十勝管内 85,253 k g (39.4%)
 ※地元産野菜の使用率 61.8%
- 北海道内 19,680 k g (9.1%) ■ 北海道外 63,144 k g (29.2%)
 (合計 216,555 k g)
- 上記全体量のうち有機無(低)農薬野菜 19,860 k g (9.2%) 導入

(4) 給食の残さ処理(令和2年度実績)

・食べ残した給食は、各学校からセンターへ返却された後、水分を切り、調理残渣と併せて「(有)北海陸運」(事業所：本別町)に処分委託している。

- 年間残量 180,980 k g ■ 1日平均残量 968 k g

○ 調理員の健康及び衛生管理等

- 定期健康診断の実施 (年1回)
- 腰痛検査の実施 (年1回)
- 腸内細菌検査(検便)の実施 (毎月2回)
- 毎日作業前の健康チェックの実施
- 調理室への入室時は、手・指の点検、手洗い、消毒、白衣・帽子・マスクの着用
- 保健師による健康相談など (年4回)
- 産業医による健康講座の実施 (年1回)

○ その他

(1) 帯広市学校給食センター運営委員会

- 帯広市学校給食センター条例(昭和39年10月3日条例第46号)に基づき、教育委員会の附属機関として設置。
- 委員は20名以内、任期は2年間。
- 委員は、学校及び関係行政機関の職員、関係団体の代表、学識経験者のうちから教育委員会が任命。
- 役割は、教育委員会の諮問に応じ、答申又は必要な意見を具申する。
- 専門的事項を調査審議するため、給食物資小委員会、給食献立小委員会を置く。

(委員の構成：14名)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| ・ 市校長会 1名 | ・ 市教頭会 1名 | ・ 市養護教員会 1名 |
| ・ 十勝教育局 1名 | ・ 道保健福祉部 1名 | ・ 市PTA連合会 4名 |
| ・ 栄養士会 1名 | ・ 調理師会 1名 | ・ 農業生産者 1名 |
| ・ 帯広信用金庫 1名 | ・ 帯広畜産大学 1名 | |

帯広市学校給食 マスコットキャラクター

平成 25 年度 帯広市内の全小中学生から募集して決定しました

《 オビリー 》



帯広市南町南 8 線 42 番地 3
学校教育部 学校教育室 学校給食センター
TEL 0155 - 49 - 1900
FAX 0155 - 49 - 1901
E-mail:school_lunch@city.obihiro.hokkaido.jp

1 基本理念

給食を、単に食事として提供するのではなく、栄養バランスのとれた給食の提供により、望ましい食習慣や生活習慣を身につけ、集団生活の中での豊かな人間関係の育成を図るなど、多様な役割を果たしながら、子ども達の心身の健全な育成を図ります。

また、地場産物の活用等により、自然の恵みに対する感謝と、食材の生産者や給食を作る調理員等、食に関わる多くの人々の働きによって給食が作られていることを理解させ、働く人々への感謝の心を育みます。

2 基本方針

(1) 安全・安心でおいしい給食の提供

児童生徒の心身の健やかな発達を支えるため、安全・安心でおいしく食べられる給食を安定的に提供します。

(2) 食育の推進

地産地消を推進するとともに、学校給食を「生きた教材」として活用し、食への感謝の心の醸成と、地域の自然や文化、産業などへの理解を促進します。

また、食育を推進するため、給食に必要な食材は、市内、十勝管内を優先して、顔の見える生産者から地場産物を調達し、不足する分は道内、道外の順に、旬の時期や価格を考慮しながら調達します。

(3) よりよい学校給食の運営

学校給食の取り組みに関する情報を発信し、保護者や地域住民の理解を促進します。

また、学校給食の適正な運営を維持し、保護者間の公平性を保つため、学校と連携しながら、給食費の未納防止と未納額の解消に努めます。

3 具体的な取り組み

(1) 安全・安心でおいしい給食の提供

ア 衛生管理・危機管理の徹底

- ・文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」
- ・厚生労働省が定めた「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・学校給食センターが定めた「危機管理マニュアル」

に沿って衛生管理・危機管理を徹底することで、常に安全・安心でおいしい給食を提供します。

イ 食物アレルギーへの対応

- 食物アレルギーをもつ児童生徒が安心して仲間とともに楽しく給食を食べることができるよう、
- ・卵、乳の除去食対応
 - ・アレルゲンごとの詳細な献立表対応（情報提供）
 - ・牛乳代替（麦茶）対応
- の3点を行います。

ウ 放射性物質の濃度測定

1都16県で生産された野菜、果物、肉類及び国内産魚介類、1都16県で生産または製造された

加工食品の放射性物質の濃度を測定し、結果を公表します。

(2) 食育の推進

ア 地産地消の推進

市内、十勝管内産の食材を優先して調達するため、地元JAなどと連携して可能な限り地場産の農畜産物を調達します。

加えて、個別農家から直接野菜を仕入れて、少しでも多くの地場産物を調達していきます。

イ ふるさと給食

9月から11月までの間に、各月1日ずつ「ふるさとの日」として、地場産物への理解を深め、郷土を大切にすることを育むことを目的に、「ふるさと給食」を実施します。

十勝・帯広の新鮮で安心な農畜産物を多く使用した「川西カレー」や「勝ちこみご飯」、「NEW乳豚汁」などのほか、新たなメニューを開発して提供するとともに、生産者の方に学校を訪問していただき、子ども達と交流します。

ウ 全国学校給食週間

明治22年に日本で初めて学校給食が始まった歴史やその意義と役割について理解を深めることを目的に、全国では1月24日から30日までの「全国学校給食週間」に併せて、この期間を中心に、

- ・地場産物を活用した「人気献立の提供」
- ・地域の食文化を学ぶことを目的に、姉妹都市（大分市・徳島市・松崎町）などの特産品を使用した「姉妹都市交流給食」を実施します。

エ バイキング給食【本年度の実施は中止】

自らの健康を考え、20近いメニューの中から適切に選択することで、望ましい食習慣を身につけ、健康維持の基礎を養うことを目的に、小学校6年生を対象に実施します。

オ 新メニューの開発

引き続き、新メニューを開発し、バリエーション豊かな給食を提供していきます。

(3) よりよい学校給食の運営

ア 情報の発信

ホームページの活用や「給食だより」などによる情報の発信に努めるほか、学校での試食会や給食センターにおける見学・試食会を開催し、学校給食への保護者及び地域住民の理解を促進します。

イ 学校給食費の未納防止等

学校給食に必要な食材の購入費は、給食費として保護者の皆様にご負担いただいておりますが、給食費の未納は毎年一定の割合で発生しており、適正な学校給食の運営に支障をきたすだけでなく、保護者間の公平性も保てないこととなります。

このため、今後も引き続き、現年度分については学校と連携しながら早期納入を呼びかけて未納防止を図るほか、過年度分については給食センターの専門職員による訪問集金や督促、納付相談を行うなど、未納額の解消に努めます。

令和2年度 年間給食予定

月	地場産物を使用した特別献立 及び 行事食
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学・進級おめでとうデザート ・人気メニュー紹介献立（新入学児童へ向けたカレーライス・肉じゃがなどの人気献立） ※4/20～30まで学校臨時休校
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・帯広産アスパラガスを使った献立（グリーンアスパラのオビリースープ） 協力：JA帯広かわにし青年部 ※5/1～31まで学校臨時休校（5/18～22：軽食提供、5/25～29：給食提供）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・旬の新ブキを使った献立（肉みそおでん） ・歯と口の健康週間献立（カミカミ献立） ・バイキング給食（1回目） 【中止】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕献立 ・夏野菜を使った献立（夏野菜のオビリースープ） ・さきさきチーズ（乳製品消費拡大事業） 協力：市農政部 【追加】 ※7/27～31：夏季休暇短縮に伴う給食提供
8月	※8/3～7：夏季休暇短縮に伴う給食提供
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの日献立（十勝産和牛を使用した特別献立：牛牛トン丼） ※道産牛肉学校給食提供推進事業活用
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの日献立（地場産物を使用した特別献立：川西カレー） 協力：JA帯広かわにし青年部 ・バイキング給食（2回目） 【中止】
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとの日献立（地場産物を使用した特別献立：勝ちこみごはん、NEW乳豚汁） 協力：JA十勝青年部協議会
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬至献立（冬至ぜんざい） ・クリスマス献立
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食週間献立（姉妹都市献立：静岡県松崎町・地場産物を使用した人気献立） ※1/6～14：冬季休暇短縮に伴う給食提供
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・節分献立 ・バレンタイン献立
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひな祭り献立 ・中学校卒業前の人気献立週間 ・バイキング給食（3回目） 【中止】

- 年間を通して毎月1回、鶏がらや地場産野菜でだしをとった「オビリースープ」を提供します。具材や味付けは季節に合わせて旬のものを使用します。
- 職場体験実習や家庭科の時間に小中学生が考案した献立を給食で提供します
※本年度の職場体験実習の受入れは中止
- バイキング給食は、体育祭の振替日等中学校の給食のない日に中学校の給食設備を使用して作ります。〔実施予定日〕1回目：6月1～2日、2回目：10月5～6日、3回目：3月15日
※本年度の開催は中止
- 市農政部が実施する乳製品消費拡大事業を活用し、チーズ・ヨーグルトの提供を7月、秋、冬の年3回実施します。
- 北海道が実施する道産牛肉学校給食提供推進事業を活用し、牛肉を使用した給食について9月、10月、1月の年3回提供します。

1 緊急事態宣言に伴う学校給食の提供休止

北海道及び国の緊急事態宣言に伴う市内小・中学校の臨時休業により、学校給食の提供が休止となり、必要な給食費の減額を行った。

(1) 減額の対象期間と減額日数

① 2月27日～3月24日（16日分）

すでに納付されていた納付額に応じ返金等の対応を実施した。

② 4月20日～5月31日（27日分）

年額の給食費から減額して調整を行った。

2 バイキング給食の提供中止

運動会の振替日等、小学校の給食のない日に小学6年生を対象に学校の給食設備を使用して調理、提供しているバイキング給食については、新型コロナウイルス感染症対策のため本年度は中止とした。

3 臨時休業に伴う給食食材のフードロス対策

臨時休業により発生した不用となる給食食材について、フードロスの観点から市内の福祉施設等を対象として、事前登録による無料配布を実施した。

(1) 事前登録施設

76施設（介護施設47施設、障害者施設29施設） ※5月11日時点

(2) 配付内容等

① 配付日時 5月20日（水）

② 配付施設 48施設

③ 配付食材 れんこんいちょう切り、真だら青のりフライ、さくらゼリー、佃煮名人（具・たれ）

4 分散登校期間における給食等の提供

市内小・中学校において、5月18日から29日まで全学級半数方式と学年半数方式による分散登校を実施したことから、これに対応した軽食及び給食の提供を実施した。

(1) 提供期間・内容

① 5月18日～22日（午前授業）

生徒分の軽食（パン・牛乳）について、市費による無償提供を実施

② 5月25日～29日（通常授業）

通常メニューによる給食を提供し、実食日数分の給食費を徴収

5 長期休業期間における給食の提供

市内小・中学校における長期休業中の授業（原則4時間）の決定に伴い、給食を提供するもの。なお、基準日数として給食費の徴収を行う。

① 夏季休業 7月27日～8月7日（10日間）

② 冬季休業 1月6日～14日（6日間）

6 学校の給食の時間における感染防止策

- ・ 5月25日の週の分散登校時の給食提供における教職員による盛り付けを実施
- ・ 机はグループとせずに前を向いたままの配置としているほか、給食準備の前の換気や、給食前後の手洗いの徹底、食事時の咳エチケットに備えたハンカチの用意、密集防止のための順番での後片付けなどを実施
- ・ 牛乳パックの飲み残しによる感染リスクを考慮して、水ですすがずにそのまま廃棄

7 学校給食センターにおける感染防止対策

- ・ 令和2年2月から施設見学及び給食センターでの試食を中止
- ・ 調理員の3密回避のため、休憩や食事の場所の分散、対面で座る席への防護シートの設置、調理業務前の時間差での手指洗浄を実施
- ・ ふるさと給食などにおける生産者との交流機会の中止

令和2年度 学校給食センター予算概要

資料5

① 学校給食センター管理費（管理運営）

歳出 ■事務事業番号(0792、0793、2109)

○人件費	22,819 千円	(▲177,577 千円)
(報酬20,569千円、共済費0千円、賃金0千円、旅費2,250千円)		
○報償費	20 千円	(±0 千円)
○旅費	303 千円	(+12 千円)
○消耗品費	20,167 千円	(+155 千円)
○燃料費	41,243 千円	(+1,084 千円)
○光熱水費	82,184 千円	(+509 千円)
○修繕料	538 千円	(+38 千円)
○通信運搬費	782 千円	(±0 千円)
○手数料	5,633 千円	(+305 千円)
○委託料	139,202 千円	(▲2,174 千円)
○使用料及び賃借料	1,586 千円	(▲1,906 千円)
○負担金	104 千円	(+0 千円)
合計	314,581 千円	(▲179,554 千円)

歳入

●使用料	7 千円	(+0 千円)
(LPガスバルク1台：1千円、旧調理場電柱設置4本：6千円)		
●行政財産貸付料(自動販売機2台)	168 千円	(+1 千円)
●学校給食費収入(過年度分)	8,706 千円	(+1,181 千円)
●雑入(ガス・水・鉄・廃油売払)	212 千円	(▲63 千円)
合計	9,093 千円	(+1,119 千円)

一般財源額 305,488 千円 (▲180,673 千円)

第七期帯広市総合計画における学校給食の充実

- ①学校給食センター管理運営業務
学校給食センターを管理運営し、安全・安心な学校給食を提供します。
- ②学校給食業務
安全・安心な学校給食の提供により、健全な心と体の育成をはかります。
- ③食育推進事業
学校給食における地元産食材の活用や教科を通して食育をすすめる、食に関する正しい理解を促進します。

歳出：予算総額 975,764 千円 (▲191,533 千円)

① 管理運営費	314,581 千円	(▲179,554 千円)
② 給食業務費	659,047 千円	(▲11,777 千円)
③ 食育推進事業費	2,136 千円	(▲202 千円)

歳入：予算総額 668,161 千円 (▲10,658 千円)

使用料	7 千円	(+0 千円)
財産運用収入	168 千円	(+1 千円)
雑入	667,986 千円	(▲10,659 千円)
学校給食費収入	667,753 千円	(▲10,596 千円)
雑入		
不用品売払	212 千円	(▲63 千円)
その他(調理体験参加費)	21 千円	(±0 千円)

※充当先

① 管理運営費	9,093 千円	(+1,119 千円)
② 給食業務費	659,047 千円	(▲11,777 千円)
③ 食育推進事業費	21 千円	(+0 千円)

一般財源額 307,603 千円 (▲180,875 千円)

② 学校給食業務費

歳出 ■事務事業番号(0794)

○賄材料費	659,047 千円	(▲3,992 千円)
主食(米、パン、麺)	129,156 千円	(+5,471 千円)
副食	406,786 千円	(▲16,477 千円)
牛乳	123,105 千円	(+7,014 千円)
○委託料		
(パン特殊加工、パン包装)	0 千円	(▲7,785 千円)
合計	659,047 千円	(▲11,777 千円)

歳入

●学校給食費収入(現年度分)	659,047 千円	(▲11,777 千円)
小学校(@235円)	406,559 千円	(▲4,858 千円)
中学校(@291円)	247,295 千円	(▲1,986 千円)
へき地保育所	0 千円	(▲4,933 千円)
試食等	2,031 千円	(+0 千円)
職員(@193円)	3,162 千円	(+0 千円)
合計	659,047 千円	(▲11,777 千円)

一般財源額 0 千円 (±0 千円)

③ 食育推進事業費

歳出 ■事務事業番号(3594)

○報償費	16 千円	(+0 千円)
○消耗品費	1,877 千円	(▲77 千円)
(給食日より、食育PR、試作資材等)		
○委託料(栄養ソフト保守)	60 千円	(▲127 千円)
○使用料及び賃借料		
(印刷機リース等)	183 千円	(+2 千円)
合計	2,136 千円	(▲202 千円)

歳入

●その他臨時的収入		
(親子調理体験教室参加費)	21 千円	(±0 千円)
合計	21 千円	(+0 千円)

一般財源額 2,115 千円 (▲202 千円)

○これまでの給食費の改定状況

1 平成 21 年度改定時

平成 20 年頃国内で、食品の産地偽装や食品事故が多発したことなど、食に関する市民の関心の高まりとともに、本市の学校給食においても食の安全安心の確保が大きな課題となっていた。

また、平成 19 年頃からの農畜産物などの高騰に伴い、学校給食用の食材価格も大きな影響を受ける状況にあった。

こうしたことから、学校給食共同調理場運営委員会より「学校給食の今後のあり方について」答申を受け、安全安心な学校給食を維持していくために、平成 21 年度から給食費の改定を行ったもの。

改定効果額（児童生徒分）：79,350 千円

なお、平成 20 年度中に給食費が不足したため、緊急避難的に一般財源を投入し 18,320 千円を 12 月補正により予算措置し、イエスクリーン米を導入した。

2 平成 26 年度改定時

消費税が 5% から 8% に改定されたため、増税分のみ給食費を改定したもの。

3 平成 27 年度現学校給食センター稼働時

旧調理場では、業者が炊いた「ご飯」を調達し、炊飯に要する経費も給食費に含まれていたが、現学校給食センターの稼働に伴い、直営炊飯に切り替え、精米のみの保護者負担とすることで経費節減を図り、その分で和え物やサラダなどを 1 品増やして献立を充実する中で、給食費を据え置いたもの。

4 平成 31 年度改定時

平成 27 年度の現学校給食センター稼働以降、主食の食材価格の値上がりにより副食費が圧迫されている価格相当分を改定したもの。

また、昭和 49 年以降、年間給食費の算定根拠となる基準日数を 190 日としてきたが、学習指導要領の改訂や学習活動の充実に伴い、実際の給食日数が増加してきているのに加えて、令和元年度からの小学校における外国語の教科化や中学校における指導日数の確保のため、夏・冬休みを削減して、授業日数を 3 日増やすことから基準日数を 5 日増加したもの。

改定効果額（児童生徒分）：27,537 千円

5 給食費の推移

(単位：円)

	単価	給食日数	年間給食費	改定額		改定率 (%)		
				単価	年額	単価	年額	
【小学校】								
平成21年度	224	190	42,560	29	5,510	14.87	14.87	
平成26年度	230		43,700	6	1,140	2.68	2.68	単価換算
平成31年度	235		45,825	5	2,125	2.17	4.86	
【中学校】								
平成21年度	278	190	52,820	32	6,080	13.01	13.01	
平成26年度	285		54,150	7	1,330	2.52	2.52	→ 13.65円
平成31年度	291		56,745	6	2,595	2.11	4.79	

給食費改定の検討に着手する際の判断基準について

1 趣旨

予め、給食費改定の必要性について検討に着手する際の判断基準を整理しておくことで、食材の価格変動への速やかな対応と、その必要性に対する市民の理解を促進し、給食費改定に関する検討の円滑な実施に資するもの。

2 帯広市学校給食センター運営委員会における検討状況

○令和元年6月13日

給食費改定の検討に着手する際の判断基準について意見聴取

<主な意見>

- ・消費者物価指数は全国的な指標なので、説得力があり、保護者に説明しやすい。
- ・この地域の身近な価格を基準とした方が保護者は納得されるのでは。
- ・主食のほかにも肉類、野菜類など代表的なものを含めた物価上昇率で検討した方がよい。

○令和元年11月25日

給食費改定の検討に着手する際の具体的な判断基準について意見聴取

<主な意見>

- ・客観的な指標として説明しやすく、分かりやすい。

3 判断基準

(1) 使用する指標

- ・消費者物価指数（総務省統計局作成、地方別：北海道地方、大分類：「食料」）

(2) 選定理由

- ・国が作成する統計のうち、道内の食料全般に係る物価変動について把握が可能であり、客観的な指標であること。
- ・毎月、毎年、定期的、継続的に価格の推移が把握可能であること。
- ・主食に係る米、小麦、麺、パンは北海道学校給食会が調達しており、道内一円の価格が影響を与えていること。

(3) 検討に着手する判断基準

- ・今回改定を行った令和元年度を基準年度とし、基準年度の期首消費者物価指数※と比較して、当該年度の期首消費者物価指数が5%以上上昇・下降したときに給食費改定の必要性について検討に着手する。
- ・過去の改定時においても、期首消費者物価指数が概ね5%以上上昇しており、食材調達に与える影響が大きいため。

※期首消費者物価指数

- ・「期首消費者物価指数」とは、当該年度の当初における物価指数として、前年度1年間の平均物価指数を用いることとしたもの。
- ・月ごとの物価指数は変動が大きく、瞬間的な変動に影響されないよう、1年間の平均指数を用いて、年度間の物価変動を比較するもの。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{A 当該年度の} \\ \text{期首消費者物価指数} \\ \text{(当該年度の前年度の平均指数)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{B 基準年度の} \\ \text{期首消費者物価指数} \\ \text{(基準年度の前年度の平均指数)} \end{array}} \geq \pm 5\%$$

① 【今後、令和元年度を基準年度として検討する場合の例】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
期首消費者物価指数		B 基準年度の 期首消費者物価指数 100.0	102.0	104.0	A 当該年度の 期首消費者物価指数 105.0
平均消費者物価指数(仮定)	100.0	102.0	104.0	105.0	
上昇率	—	—	2.0%	4.0%	5.0%
検討の要否	—	—	否	否	要

※令和3年度の平均消費者物価指数を105.0と仮定した場合の事例

② 【今回、平成30年度に改定の検討に着手した際の消費者物価指数の推移】

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
期首消費者物価指数		B 基準年度の 期首消費者物価指数 100.0	102.7	104.3	A 当該年度の 期首消費者物価指数 106.3
平均消費者物価指数	100.0	102.7	104.3	106.3	
上昇率	—	—	2.7%	4.3%	6.3%

・前回の給食費改定年度は消費税が増税された平成26年度であるが、平成27年度に現学校給食センターが稼働し、ご飯を外部調達から直営炊飯に切替えたことに伴い、給食費の価格構成が変わったことから、基準年度を平成27年度としている。

③ 【今回改定以前に、給食費の改定を行った際の消費者物価指数の推移】

・今回改定以前では、平成21年度及び26年度に改定しており、この間の平均消費者物価指数も6.0%上昇している。

(4) その他

・通常の物価変動以外の要因があるときは、必要に応じて随時検討する。

資料6-3

2015年基準消費者物価指数時系列リスト

北海道地方

002 0002 : 食料

平成27年=100

2015=100

		27年 2015	28年 2016	29年 2017	30年 2018		2年 2020	3年 2021
指	1月	100.1	101.4	103.2	107.9	105.7	108.1	
	2月	99.0	101.7	102.8	106.7	104.8	107.3	
	3月	99.0	101.3	102.3	105.5	104.3	107.3	
	4月	100.0	101.4	102.5	103.9	105.0	107.9	
	5月	101.0	101.6	102.8	104.2	104.9		
	6月	100.1	101.5	103.6	103.4	105.1		
数	7月	100.1	101.1	102.8	103.7	104.8		
	8月	100.1	100.8	102.7	104.6	104.9		
	9月	100.2	101.6	102.9	105.6	105.5		
	10月	100.1	102.3	102.2	104.4	106.1		
	11月	100.0	103.2	103.7	104.4	106.8		
	12月	100.5	103.4	106.2	104.7	107.1		
	年平均	100.0	101.8	103.1	104.9	105.4		
年度平均	100.5	102.1	104.1	104.5	106.1			

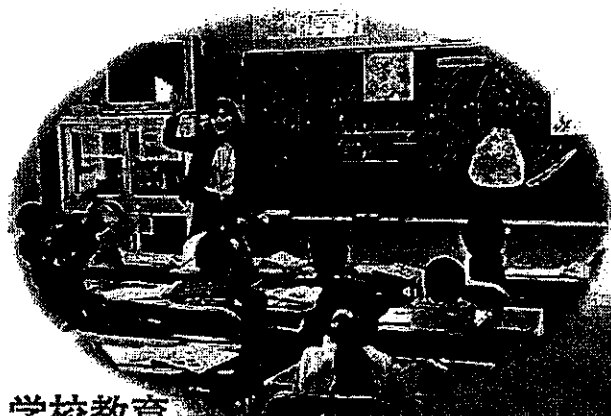
H30を100とした場合→ 100.0 101.5

各年度の「期首消費者物価指数」→

101.5

帯広市教育基本計画

(令和2年度～令和11年度)



学校教育



生涯学習

ふるさとの風土に学び
人がきらめき 人がつながる
おびひろの教育

文化芸術



スポーツ



令和2年3月

帯広市教育委員会

帯広市教育基本計画は、基本理念を実現するために2つの基本目標を定め、基本目標の達成に向けて7つの基本施策と23の個別施策を展開します。また、教育・文化・スポーツの振興による、活力のある地域社会の実現に向け、**市民と行政**がそれぞれの立場から力を合わせて取り組む共通の目標である**めざす姿**を定めました。

<青少年期まで>

基本目標1：夢の実現に向けて自立し 互いに支え合う人づくり

基本施策1 幅広い明日を拓く力の育成

- 個別施策1 ふるさと教育の推進
ふるさとを愛する心を育み、地域社会の発展に貢献する力を育成する。
- 個別施策2 職業観の育成
学習活動を通じて職業観を醸成し、夢の実現に向けた準備を促す。
- 個別施策3 情報教育の推進
デジタル技術を活用し、情報リテラシーを高め、未来社会への対応力を育成する。
- 個別施策4 国際理解教育の推進
異文化理解を促進し、グローバルな視点から社会課題を解決する力を育成する。
- 個別施策5 商業系高等学校における教育の推進
実践的な学習環境を整備し、地域産業の発展に貢献する人材を育成する。

基本施策2 変化する社会に挑戦し、たくましく生きる力の育成

- 個別施策6 学びを生かす力の育成
基礎学力を高め、学習の深まりを促し、課題解決に取り組む力を育成する。
- 個別施策7 豊かな人間性と創造性の育成
主体的な学習活動を通じて、多様な価値観を尊重し、創造性を発揮する力を育成する。
- 個別施策8 健やかな体の育成
運動習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を送る力を育成する。
- 個別施策9 教員の資質・能力の向上
教員が子どもと向き合い、子どもたちの力を引き出す指導が行われている。

基本施策3 地域とともに育む教育の推進

- 個別施策10 地域との連携・協働の推進
地域資源を活用し、地域課題の解決に向けた教育活動を展開する。
- 個別施策11 家庭教育への支援
家庭教育支援センターを設置し、保護者の悩みに応じた支援を行う。
- 個別施策12 学びと育ちをつなぐ学校づくりの推進
学校と地域の連携により、子どもの個性を重視し、主体的な学習環境を整える。

基本施策4 安全・安心な教育環境の整備

- 個別施策13 誰もが安心して学べる教育の推進
教育の質を向上させ、誰もが安心して学べる環境を整える。
- 個別施策14 安全で充実した教育環境の整備
安全な校舎・施設を整備し、豊かな教育環境を整える。

<成人期以降>

基本目標2：生涯にわたり学び 活躍できる人づくり

基本施策5 自ら学びとむに支える生涯学習の推進

- 個別施策15 学習活動の促進
生涯学習の機会を創出し、自ら学ぶ習慣を身につける。
- 個別施策16 学習を通じてまちなみづくり
地域の歴史や文化を学び、まちづくりの意識を高める。
- 個別施策17 社会教育施設の整備・管理運営
社会教育施設を整備・管理し、生涯学習の場を提供する。

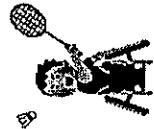
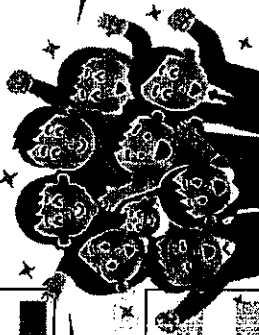
基本施策6 人が輝く文化芸術活動の推進

- 個別施策18 文化芸術の「つくる・みる・ささえる」人の協働
文化芸術活動を通じて、地域活性化を促進する。
- 個別施策19 文化資源の継承・活用
伝統文化や歴史遺産を継承・活用し、地域資源を創出する。
- 個別施策20 文化施設の整備・管理運営
文化施設を整備・管理し、文化芸術活動の場を提供する。

<基本理念>
ふるさとの風土に学び
人がきらめき
人がつながる
おびひろの教育

基本施策7 笑顔をつなげるスポーツ活動の推進

- 個別施策21 多様なスポーツ活動の促進
多様なスポーツ活動を提供し、笑顔をつなげる。
- 個別施策22 スポーツによる活力のあるまちづくり
スポーツを通じて、地域の活性化を促進する。
- 個別施策23 スポーツ施設の整備・管理運営
スポーツ施設を整備・管理し、スポーツ活動の場を提供する。



第1章 計画の考え方

1 策定の趣旨

平成 18（2006）年に改正された教育基本法において、国は、教育の振興に関する基本的な計画を定めることとされ、地方公共団体においても、地域の実情に応じた計画を定めるよう努めなければならないことが規定されました。

国は現在、第 3 期となる教育振興基本計画（平成 30（2018）年 6 月）に基づき、令和 12（2030）年以降の社会の変化を見据え、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会の持続的な成長・発展」を目指しています。

本市においては、平成 22（2010）年 3 月に、10 年間を計画期間とする「帯広市教育基本計画」を策定し、「ふるさとの風土に学び 人がきらめき 人がつながる おびひろの教育」を基本理念として、各種教育施策を進めており、学校支援ボランティアを活用した学校づくりや、学校の耐震化による安全性の確保、社会教育施設間の連携の充実などが図られています。

一方、科学技術の進歩やグローバル化の進展、少子高齢化や人口減少が進む中、社会の変化に主体的に向き合い未来を切り拓く人材の育成や、ふるさとの発展に貢献しようとする人づくり、人や地域とのつながりづくりを進めるとともに、誰もが生涯にわたり活躍できる地域社会の実現が求められています。

本計画は、教育・文化・スポーツの振興による活力のある地域社会の実現に向けて、市民と行政がそれぞれの立場から力を合わせて取り組むための指針として、共通の目標とする「めざす姿」を示すとともに、計画の実現に向けて、行政の取り組みを明らかにするため策定するものです。

教育基本法（抜粋）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び構すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



2 計画の位置付け

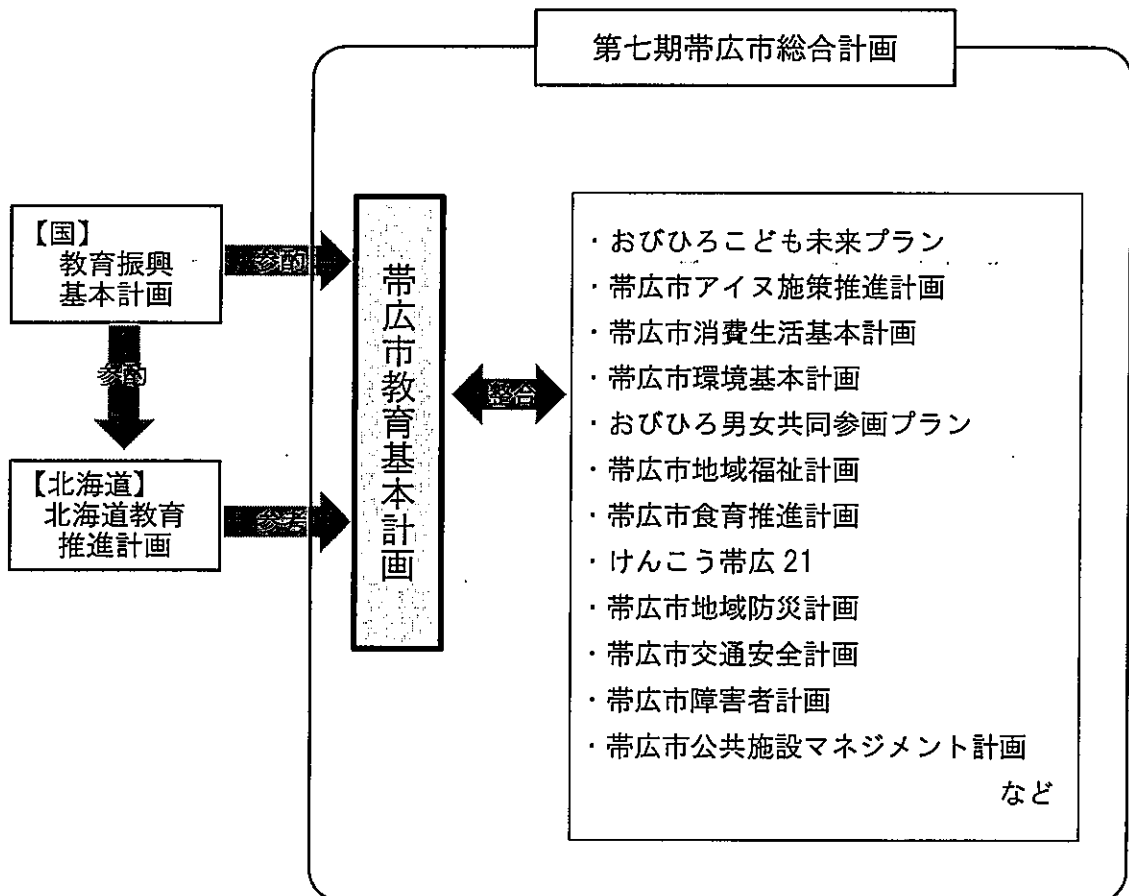
本計画は、各種法令等に基づき以下のとおり位置付けます。

- (1) 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく、教育の振興のための施策に関する基本的な計画
- (2) 文化芸術基本法第 7 条の 2 に基づく、文化芸術の推進に関する計画
- (3) スポーツ基本法第 10 条第 1 項に基づく、スポーツの推進に関する計画
- (4) 教育に関する分野計画として第七期帯広市総合計画[※]に即して策定する計画

3 計画の範囲

帯広市教育委員会が所管するすべての施策を計画の範囲とします。なお、教育委員会以外の部課が所管する関連施策とも連携を図りながら推進します。

《帯広市教育基本計画と関連する主な計画》

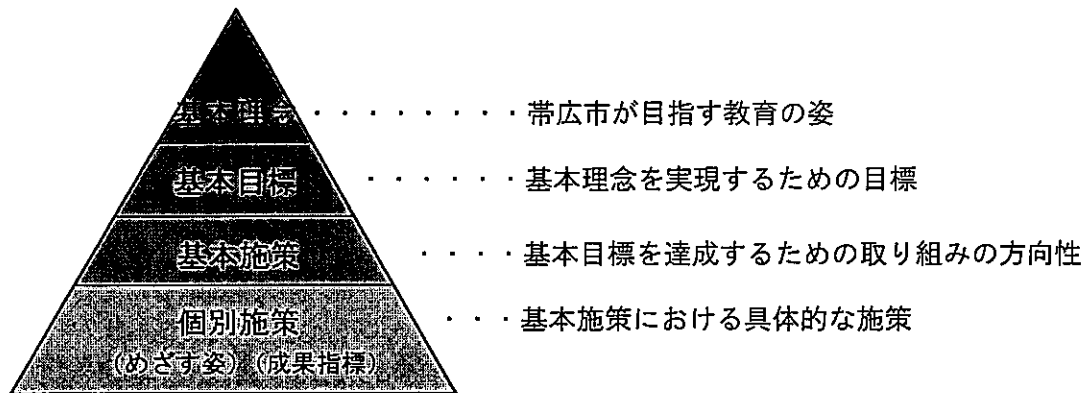


※ 帯広市総合計画 帯広市まちづくり基本条例（平成 18(2006)年 12 月制定）第 15 条に基づき策定する、市のまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画。

4 計画の構成

本計画は「基本理念」「基本目標」「基本施策」「個別施策」により構成します。

個別施策ごとに市民と行政がそれぞれの立場から取り組む共通の目標である「めざす姿」を定めるとともに、施策の推進状況を示す目安となる「成果指標」を設定します。



5 計画の期間

令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間を計画の期間とします。

なお、社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第2章 教育を取り巻く社会情勢

1 人口減少・少子高齢化の進展

日本の人口は、平成 20（2008）年をピークに減少傾向にあり、その内訳を見ると年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳から 64 歳まで）がともに減少傾向である一方、老年人口（65 歳以上）は増加を続けています。

本市においても、平成 12（2000）年をピークに人口は減少傾向にあり、小・中学校の児童生徒の減少に伴い学校の小規模化が進む一方、老年人口は現在も増加を続けており、高齢者から若者まで元気に活躍し続けられる環境づくりが求められています。

2 急速な技術革新

インターネットが普及し、スマートフォンやパソコンなどの情報通信機器は幅広い世代に普及しており、日常生活や企業活動を支える社会的基盤となっています。また、人工知能（AI）[※]の高度化が進み、自動運転機能や介護ロボットなどが実用化され、私たちの社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）[※]の到来が予想されています。

一方で、インターネット上のいじめや無責任な非難・批判の集中、ネット依存などの問題が発生しているほか、将来、仕事の多くがさらに進化した AI に置き換わってしまうのではないかという懸念も生じています。

3 グローバル化の進展

情報通信技術（ICT）[※]や交通手段の発達、国際的な市場開放など、世界の国々の相互影響の度合いが高まる中、社会のあらゆる分野において国境を越えた人・物・情報の移動が活発化する一方、環境問題やエネルギー資源問題など、地球規模での課題も増大しています。

本市においても社会や経済におけるグローバル化が進み、外国人観光客の増加や TPP11 協定[※]による地域産業への影響などが予測されており、多様な倫理観・価値観を理解、尊重し受け入れる寛容さを備えるとともに、グローバルな視野と行動力を持ち、これからの産業や暮らしを支える人材の育成が一層求められています。

4 地域のつながりの希薄化

核家族化や都市化、情報化の進展などにより地域の人々の付き合いが疎遠となり、町内会の加入率が低下するなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、ボランティア活動の構成員の高齢化や担い手不足が生じています。

また、人間関係や地縁的なつながりの希薄化などを要因として、地域の人々との関わりの中で、様々な体験を通じて子どもたちの自主性や社会性、創造性などを涵養する地域の教育力の低下が指摘されています。

5 働き方やライフスタイルの変化

社会の成熟化に伴い、個人の価値観やライフスタイルが多様化しており、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や仕事以外の時間を創造的かつ生産的に過ごすということが、個人の幸福や生きがいにとって重要性を増してきています。

また、人生100年時代を迎え、誰もがあらゆる機会に学び続け、その可能性を最大限に引き出すとともに、学んだ成果を生かして豊かな人生を送ることができる環境づくりが求められています。

※ 人工知能（AI） 人間が持っている認識や推論などの能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。Artificial Intelligence の略。

※ 超スマート社会（Society5.0） ロボット、人工知能、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、一人ひとりのニーズに合わせる形で社会的課題を解決する新たな社会。

※ 情報通信技術（ICT） コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。Information and Communication Technology の略。

※ TPP11 協定 アジア太平洋地域11か国においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。TPPは環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）の略。

第3章 帯広市がめざす教育

1 基本理念

AI^{*}をはじめとする急速な技術革新やグローバル化の進展など、社会の変化が加速度を増す中で、人間ならではの感性を働かせて様々な情報や出来事を受け止め、一人ひとりが主体的に判断し、対話や議論を通じて自分の考えを伝えるとともに、相手の考えを理解し、多様な価値観を有する人と協働しながら、よりよい人生や社会を創造する資質・能力を育むことが求められています。

また、我が国は人生100年時代を迎えようとしており、これまでの「教育・仕事・老後」という3つのステージによる単線型の人生から、多様な人生の再設計を可能とするマルチステージの人生を送るようになると言われており、生涯にわたり学びを通じて人や地域とのつながりを深めながら、身に付けた知識や技能を生かして、誰もが活躍できる地域社会の実現が求められています。

帯広市には、北海道の各地で官主導による開発が進む中で、民間人により開拓の鋏が入れられた当時の開拓者の精神が今も受け継がれています。また、豊かな自然やアイヌの文化、開拓の歴史、基幹産業である農業などの地域資源や、生涯学習・文化・スポーツ活動の基盤となる社会教育施設が充実し、多様な体験の機会にも恵まれています。

本市がこれまで進めてきた、ふるさとの自然や歴史、文化などの地域資源を生かしつつ、一人ひとりが主体的に判断し自らの能力を発揮する自立した人づくりや、多様な人々が協働して新たな価値を創造する地域づくりに引き続き取り組む必要があることから、これまでの帯広市教育基本計画の基本理念を継承します。

基本理念

ふるさとの風土に学び

人がきらめき 人がつながる

おびひろの教育

2 基本目標

基本理念の実現を目指し、学びの主体となる「人」の成長過程（ライフステージ）に視点を当て、学校教育と社会教育が相互に関わる青少年期までと、社会教育が中心に関わる成人期以降の2つの期間に区分し、それぞれ基本目標を定めます。

基本目標 1 夢の実現に向けて自立し 互いに支え合う人づくり

社会の変化が激しく先行き不透明な時代において、子どもたちは将来に夢や希望を持ち、その実現に向けてたくましく生きる力を身に付ける必要があります。また、人口減少やグローバル化が進む中、生まれ育った地域を大切にし、多様な考えや文化的背景を持つ人と協働することのできる人材の育成が求められています。

こうしたことから、夢の実現に向けて自立し互いに支え合う人づくりを目指します。

基本目標 2 生涯にわたり学び 活躍できる人づくり

誰もが自らの人生を充実させ、地域社会などで活躍していくためには、社会の変化をチャンスと捉え柔軟に対応しながら、生涯にわたり学びを続けていくことが重要です。また、知識や技能の習得をはじめ、創造力や心身の健康を育む活動などを通じ、人と人とのつながり、支えあい、活気あふれる地域づくりにつなげていくことが求められています。

こうしたことから、生涯にわたり学び活躍できる人づくりを目指します。

3 基本施策

基本目標の達成に向けた取り組みの方向性を示すため、以下の7つの基本施策を定めます。

基本施策 1 帯広の明日を拓く力の育成

人口減少や社会の変化が進む中で、持続可能な地域づくりを進めるためには、自分たちが暮らす地域への誇り・愛着を持ち、多様な人々と力を合わせ地域の課題解決に挑む人材を育てる必要があります。

このため、子どもたちの成長段階に応じたふるさとへの理解を深める教育や地域社会の一員としての意識を育む教育を系統的に行うほか、高度情報化やグローバル化など社会の変化に対応した力を育む教育、南商業高等学校における教育などを推進し、十勝・帯広の未来を拓く力を育みます。

基本施策 2 変化する社会に挑戦し、たくましく生きる力の育成

AI[※]の進化による技術革新などにより、将来の予測が困難な時代を生きるためには、単に知識・技能を習得するだけではなく、学んだことをよりよい人生や社会を拓いていくために生かすことができる力を育てる必要があります。

このため、主体的・対話的で深い学び[※]の実践や多様な考えを持つ人への理解・尊重、健康な体づくりのほか、教員の資質向上などに取り組み、子どもたちが自ら問題を発見し解決する力や、多様な人と協働し新しい価値を創造する力を育みます。

基本施策 3 地域とともに育む教育の推進

子どもたちが、変化の激しい社会を生きていくために必要な資質・能力を培っていくためには、学校と家庭や地域が目指す子ども像を共有し、現実の社会との関わりの中で、子どもたち一人ひとりの豊かな学びを実現していく必要があります。

このため、コミュニティ・スクール[※]や小中一貫教育[※]などに取り組み、学校・家庭・地域の連携や学校間の連携・協働を促進することにより、地域社会全体で子どもたちを育む教育を進めます。

基本施策 4 安全・安心な教育環境の整備

経済的な理由や心身の状況に関わらず、誰もが等しく自らの可能性を最大限に伸ばすことができる教育機会の提供がますます重要となってきました。また、授業などにおいて日常的に ICT[※]を活用できる環境の整備や学校施設の老朽化への対応が求められています。

このため、経済的困難を抱える家庭への支援や一人ひとりの困り感に応じた教育環境の整備、安全かつ適切な機能を備えた学校施設の整備などにより、子どもたちが安心して充実した教育を受けられる環境づくりを進めます。

基本施策 5 自ら学びともに支える生涯学習の推進

人生 100 年時代においては、複数の仕事を持つことや働きながらボランティア活動をするなど、誰もが生涯にわたって自らの生き方を自由に設計し、学んだことを生かして社会で活躍していくことが重要となります。

このため、市民が生涯にわたり自らの可能性を広げ、ともに学びあいながら、学習の成果を自己の成長やよりよい地域づくりに生かすことができる生涯学習を推進します。

基本施策 6 人が輝く文化芸術活動の推進

文化芸術活動は、創造性や感性を育み、人々に精神的な豊かさや感動を与えるものであり、市民が生涯にわたって他者とのつながりを持ちながら、心豊かな生活を実現するためにますます重要になっています。

このため、多様な主体がそれぞれ持てるものを生かし連携する、市民主体の文化芸術活動を進め、自己表現を通じた生きがいづくりや、人々の交流を創出しながら、人づくりや郷土に対する愛着と誇りの醸成につなげます。

基本施策 7 笑顔をつなげるスポーツ活動の推進

青少年の体力の向上や他者を尊重する心の育成に加え、超長寿社会において、誰もが生涯にわたり健康を維持しながら、いきいきと活躍し交流する、活力ある地域社会を実現するため、スポーツの果たす役割がますます重要になっています。

このため、誰もが主体的に関わるスポーツ活動を促進し、スポーツが持つ多面的な力を幅広く発揮させていくことにより、躍動する豊かなまちづくりを進めます。

※ AI P5 を参照。

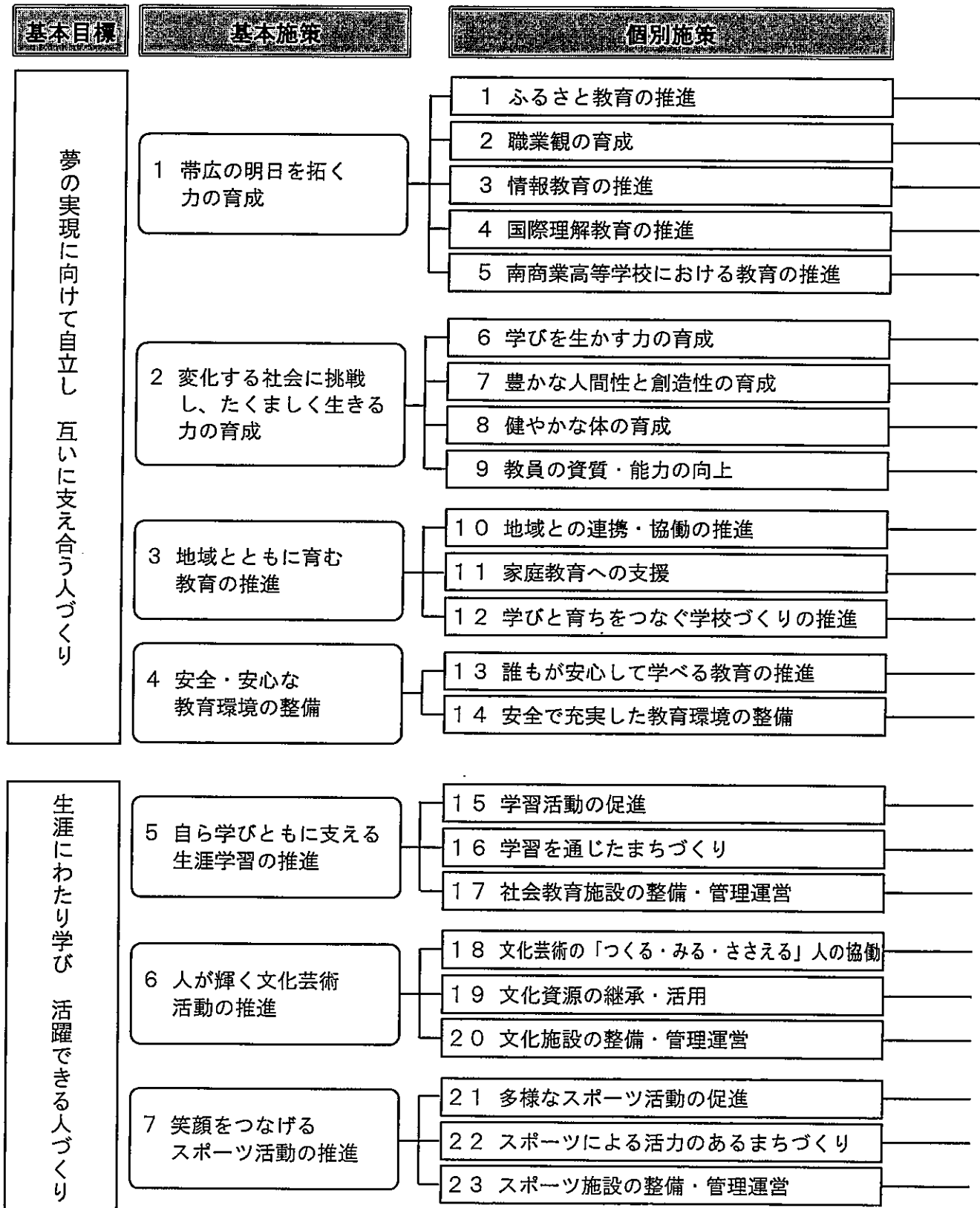
※ 主体的・対話的で深い学び 児童生徒が各教科の特質に応じた見方や考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習。

※ コミュニティ・スクール 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、保護者や地域住民等により構成される学校運営協議会を設置し、学校運営の基本方針を承認するほか、教育活動について意見を述べるができる仕組みを持つ学校のこと。

※ 小中一貫教育 小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な指導を目指す教育。

※ ICT P5 を参照。

4 施策体系



めどす姿

子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、社会の一員として地域活動に積極的に参加しています。

子どもたちが様々な職業に興味を持ち、働くことの大切さや地域産業への理解を深めています。

子どもたちがインターネットに関する基本的なルールを理解し、情報通信機器を正しく活用しています。

子どもたちが世界の多様な文化に関心を持ち、外国の人と交流しようとする姿勢を身に付けています。

生徒たちが専門的な知識・技術を身に付け、地域で活躍する人材が育っています。

子どもたちが意欲的に学び、課題の解決に粘り強く取り組んでいます。

子どもたちが互いの価値観を尊重し、多様な人と協力し取り組んでいます。

子どもたちが運動に親しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。

教員が子どもたちと向き合い、子どもたちの力を引き出す指導が行われています。

地域の人たちが子どもたちの教育に積極的に関わり、健やかな成長を支えています。

各家庭において、子どもたちが規則正しい生活習慣や社会的なマナーを身に付ける教育が行われています。

学校間の連携により、子どもの個性を理解し尊重した指導が継続的に行われています。

障害の有無や家庭の経済状況等に関わらず、誰もが安心して学んでいます。

安全で機能的な学校施設の整備など、良好な教育環境のもとで、子どもたちが充実した学校生活を送っています。

誰もが生涯にわたり、目的やライフステージに応じた学びを続けています。

学習を通じて身に付けた知識や経験をまちづくりなどに生かしています。

社会教育施設が積極的に活用され、多様な学習活動が行われています。

文化芸術活動を通じて、心の豊かさや生きがい、人とのつながりが生まれています。

歴史、伝統、文化への理解を通じて、ふるさとへの誇りと愛着を持っています。

市民が文化施設に魅力を感じ、積極的に活用しています。

誰もが、「する・みる・ささえる」など多様な形で、スポーツに親しんでいます。

誰もが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツで集い、まちの賑わいづくりにつながっています。

スポーツ大会の開催をはじめ健康増進や仲間づくりなど、多くの人がスポーツ施設を活用しています。

第4章 施策の展開

個別施策のページの見方

個別施策12 学びと育ちをつなぐ学校づくりの推進

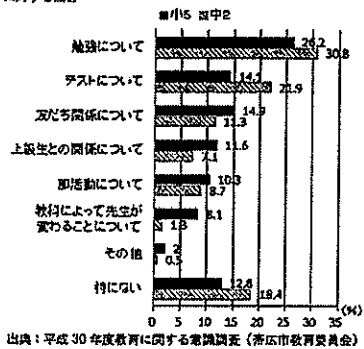
めざす姿

学校間の連携により、子どもの個性を伸ばし、暮らしが持続的に行われています。

現状と課題

- 学習指導要領の改訂により、小学校中学年における外国語活動の導入、道徳の教科化、情報活用能力の育成など、教育内容の量的・質的充実が図られる中、小・中学校9年間を見通した計画的・系統的な学習指導・生徒指導が重要となってきています。
- 文部科学省の調査によると、いじめの件数や不登校児童生徒数は、小学校6年生から中学校1年生になったときに増加しており、新しい環境における学習や生活に不応を起す、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれています。
- 本市においても、中学校において学習面でのつまずきなどから不登校になる件数が多くなり、帯広市教育委員会の調査では、8割以上の児童生徒が中学校進学に関して、不安を抱いたり、中学校に進学してから困った経験をしたと答えています。
- 本市は中学校区を単位とする「帯広市エリア・ファミリー構想」の取り組みを基盤として、幼児期から中学校段階までの校種間の連携や小中一貫教育を進めていますが、一つの小学校から複数の中学校に分散して進学する地域があることや、幼稚園や保育所などに在籍する子どもたちは家庭の居住地によって進学する小学校が異なることから、学校区における課題認識の共有を図る難しさがあります。

「中学校への進学に不安はありますか。(中学校に進学してから困ったことはありますか。)それはどんなことですか。」という質問に対する回答



取り組みの方向性

- 小・中学校9年間を通した連続性・系統性に配慮した一貫性のある教育活動により、学びと育ちをつなぐ取り組みを進めます。

主な取り組み

1 学校間の連携の推進

- (1) 幼稚園・保育所、小学校、中学校などの間において、子どもの学びと育ちをつなぐため、職員の交流や情報交換などに引き続き取り組みます。
- (2) 「帯広市小中一貫教育推進基本方針」に基づき、義務教育期間を見通した教育課程を編成するほか、小学校における一部教科担任制の導入などの取り組みを進めます。

めざす姿

市民と行政がそれぞれの立場から取り組む共通の目標です。

現状と課題

施策を推進する背景となる、現状と課題、取り組みの必要性を整理しています。

取り組みの方向性

「めざす姿」に向けて取り組む帯広市の施策の方向性です。

主な取り組み

「取り組みの方向性」に即した施策の内容です。

個別施策1 ふるさと教育の推進

めざす姿

子どもたちが地域に誇りと愛着を持ち、社会の一員として地域活動に積極的に参加しています。

■現状と課題

- 少子高齢化の進行や東京圏・札幌市などへの転出超過の状況は、地域におけるつながりの希薄化や地域産業における担い手不足など様々な影響を及ぼしています。持続的な地域社会を形成するため、ふるさとに愛着を持ち、地域に貢献しようとする人材の育成が求められています。

- 全国学力・学習状況調査によると「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合が、小学校6年生では全国平均より低い状況にありますが、中学校3年生では全国平均よりも高くなっています。

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対し「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と答えた割合

	(%)		
	帯広市	全国	差
小6	51.7	54.5	-2.8
中3	43.2	39.4	3.8

出典：平成31年度全国学力・学習状況調査
(文部科学省)

- 若者の社会参加を促すため、公職選挙法の改正により選挙権年齢が引き下げられたほか、民法の改正による成人年齢の引き下げが令和4（2022）年4月に施行されます。このような情勢の変化を受けて、子どもたちは、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質や自立した消費者として必要とされる力を身に付ける必要があります。
- 地球規模で進む温暖化等の影響により、集中豪雨による洪水などの自然災害のリスクが高まってきています。こうした気象変動は、農業を中心とした十勝・帯広の地域経済にも大きく影響を及ぼすことから、地域の持続的な発展に向けて、一人ひとりが当事者意識を持って環境問題を捉える必要があります。

■取り組みの方向性

- 体験活動などを通じて、十勝・帯広の自然や文化、産業などに関する理解を深め、市民の一人として地域社会の形成に参画しようとする意識を育てます。

■主な取り組み

1 地域資源を活用したふるさと理解の促進

- (1) 子どもたちが、十勝・帯広の歴史や文化、自然や産業などについて、小・中学校9年間を通して系統的に学び、十勝・帯広についての理解を深め、郷土への愛着や誇りを育むとともに、様々な体験を通じて地域社会の一員としての意識を育む教育を進めます。
- (2) アイヌ民族への理解を深めるため、授業において副読本[※]を活用するほか、社会教育施設における行事や資料の展示などに取り組みます。
- (3) 社会教育施設を活用し、地域の特色あるスポーツの体験や、動物、科学などに触れる機会を提供します。

2 食を通じたふるさと理解の促進

- (1) 学校給食への地場産農産物の積極的な活用や、地元生産者との交流などにより、食への感謝の心を醸成するとともに、十勝・帯広の基幹産業である農業への理解を促進します。
- (2) 地場産農産物の生産、流通、加工、販売、消費などについて学び、地域産業への理解を深める教育を進めます。



生産者による学校訪問

個別施策8 健やかな体の育成

めざす姿 子どもたちが運動に親しみ、心身ともに健康的な生活を送っています。

■現状と課題

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査によると「運動やスポーツをすることが好き」と回答した児童生徒の割合は、全国平均よりも高いものの、体力合計点は全国平均を下回る結果となっています。

		帯広市	全国	差
小5	男子	53.98	54.21	-0.23
	女子	55.76	55.90	-0.14
中2	男子	41.61	42.32	-0.71
	女子	48.11	50.61	-2.50

出典：平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

- 平成27（2015）年に学校給食センターが改築され、アレルギー食への対応や、衛生面の向上などが図られています。食物アレルギーを持つ子どもたちが増加する傾向にある中、引き続き、安全・安心な給食を安定して提供していく必要があります。
- 家庭におけるライフスタイルの変化などに伴い、食生活が乱れたり、歯みがきの習慣が無いためむし歯になる子どもがいます。食事や健康に関する正しい知識を身に付け、適切に意思決定できる力を育む必要があります。

「朝食を毎日食べていますか」という質問に対し「している」「どちらかといえば、している」と答えた割合

	帯広市	全国	差
小6	93.8	95.3	-1.5
中3	93.2	93.1	0.1

出典：平成31年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

- インターネットやスマートフォンの普及に伴う性情報の氾濫や SNS*を介した性的トラブルが増加するなど、社会環境が大きく変化する中、子どもたちは、性に関する正しい知識を身に付ける必要があります。

■取り組みの方向性

- 体育などの授業における指導方法の改善やメニューを工夫した学校給食の提供、食や保健に関する理解を深める取り組みなどにより、子どもたちの健康な体づくりを進めます。

※ SNS 登録した利用者同士が交流できる Web サイトのサービスのこと。Social Networking Service の略。

■主な取り組み

1 体力・運動能力の向上

- (1) 各学校において、子どもたちが基礎的な体力・運動能力を身に付けるための授業改善に取り組みます。また、全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果を検証し、授業や生活習慣の改善に役立てるなど、体力・運動能力を向上させるための検証改善サイクルを確立します。
- (2) 体力向上推進プロジェクトチーム※を設置し、長期休業期間中における研修の開催や子どもたちの体力・運動能力の分析・検証を行います。
- (3) 部活動については学校教育の一環としての役割を踏まえ、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、教員の過度な負担とならないようにするため、「帯広市立学校に係る部活動の方針※」に基づき取り組みます。
- (4) スポーツ系活動への支援やスピードスケート教室の開催など地域の特色を生かした活動などにより、子どもたちへのスポーツ活動の普及を進めます。



スピードスケート教室

2 安全・安心な学校給食の提供

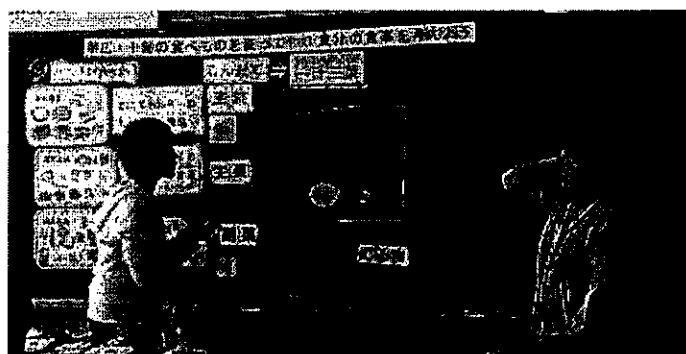
- (1) 安全・安心な学校給食を提供するため、メニューの工夫・改善をしながら、十勝・帯広の新鮮で安心な食材を使用した給食を提供するとともに、食物アレルギーへの対応を行います。
また、衛生管理の徹底を図るとともに、施設・設備の保守点検などを計画的に行い、安定した給食の提供に努めます。
- (2) 学校給食センターのこれまでの運営状況や社会情勢の変化などを踏まえて、今後の安定的かつ効率的な運営手法について調査・研究します。
- (3) 教職員の負担軽減や適切な金銭管理、保護者の納入に係る利便性の向上などを図るため、学校で徴収している給食費の給食センターへの徴収一元化について検討を進めます。

※ 体力向上推進プロジェクトチーム 体力・運動能力の向上に資する教職員研修の開催や様々な資料提供及び実践事例の提供を行い、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けた取り組みを支援することを目的として現職の教員で構成する組織。

※ 帯広市立学校に係る部活動の方針 P25 を参照。

3 正しい「食」への理解の推進

- (1) バイキング給食の実施や食育通信の配布などにより、子どもたちが「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、健全な食生活を実践できる資質・能力を育成します。
- (2) 学校食育推進会議※により、食に関する指導の充実を目指すとともに、各学校に栄養教諭※・食育指導専門員※を派遣し、給食指導の支援や食に関する情報提供などを行います。
- (3) 図書館において、食に関するパスファインダー※の作成や食関連の図書の展示などにより、食への理解を深める機会の提供に取り組みます。



食育指導専門員による出前授業

4 健康教育・健康保持

- (1) 子どもたちが健康に関する知識を身に付けるため、家庭や関係機関との連携を図りながら学校の教育活動全体を通じて、がん教育や体育・健康に関する指導を行います。
- (2) 子どもたちの健康の保持増進のため、各学校において関係団体と連携し学校保健推進体制を整備するとともに、健康診断やフッ化物洗口など、子どもたちの将来の健康を守る取り組みを進めます。
- (3) 子どもたちが性に関する正しい知識を身に付けるとともに、心身の発達に関して理解を深め、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成できるよう、発達段階に応じた教育を進めます。

※ 学校食育推進会議 学校給食を生かした帯広らしい学校における「食に関する指導」の充実を図り、児童生徒が健やかに生きるための基礎を培う食育の推進を図ることを目的とした会議。

※ 栄養教諭 学校教育法第37条の規定により「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」ことを職務としており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員。

※ 食育指導専門員 栄養教諭や栄養士、関係部署等と連絡した食育の推進を図り、小・中学校を巡回しながら食に関する指導をサポートする職員。

※ パスファインダー 特定のテーマについて調べるために役立つ資料を紹介したリーフレットのこと。

個別施策11 家庭教育への支援

めざす姿

各家庭において、子どもたちが規則正しい生活習慣や社会的なマナーを身に付ける教育が行われています。

■現状と課題

- 子どもたちの基本的な学習習慣・生活習慣の確立やインターネットの使用におけるマナーを身に付けさせるなど、家庭における教育は重要な役割を担っています。
多くの家庭が家庭教育の充実に努めている一方で、家庭環境の複雑化や地域社会とのつながりの希薄化などを背景として、親子の育ちを支える人間関係が弱まる中、子育てについて悩みを抱える家庭が多くなっています。
- 本市が平成 28（2016）年度に行った児童生徒の保護者アンケート調査によると、「生活習慣や礼儀など、家庭において期待される教育が行われているか」という質問に対し、「十分に行われている」または「ほぼ行われている」を合わせた回答が約4割である一方、「どちらともいえない」という回答も同程度の割合を占めています。
- 全国学力・学習状況調査によると、学校での出来事について、家の人に話をしている子どもたちが7割以上を占める一方、十分に話をできていない子どもたちも一定程度存在しています。
- 子どもたちが基本的な食習慣や学習習慣、社会的なマナーなどを身に付ける基盤となる、家庭における教育を行うための支援が求められています。

「家の人（兄弟姉妹を除く）と学校での出来事について話をしますか」という質問に対し「している」「どちらかといえば、している」と答えた割合

	帯広市	全国	差
小6	75.4	77.4	-2.0
中3	77.5	76.4	1.1

出典：平成31年度全国学力・学習状況調査
(文部科学省)

■取り組みの方向性

- 家庭における教育力の向上のため、家庭への情報提供や学校と家庭、PTA などと連携した取り組みを進めます。

■主な取り組み

1 教育相談の充実

- (1) 子どもの進路や友人関係、いじめ・不登校など、子育てや教育の悩みについての相談に対応するため、家庭訪問相談員を配置します。

2 家庭教育力向上のための支援

- (1) 子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けて、起床や食事の摂取状況を家庭において記録するためシートを配布し、学校において確認し助言を行います。
- (2) 家庭において、食や健康に関する正しい知識を身に付けられるようにするため、給食だよりや食育通信などを配布します。
- (3) 家庭学習習慣の確立に向けて、学習の仕方やポイントをまとめた手引きなどを各学校において作成し、配布します。
- (4) インターネットやスマートフォンの使用上のルールやマナー、危険性などについての理解を深めるため、保護者を対象とした講習会などを実施します。
- (5) 家庭における読書活動を支援するため、年齢に応じた絵本セットの設置や事業などを実施するとともに、保護者等の読書活動への理解を促進します。



年齢別ブックリスト※

3 PTA との連携の促進

- (1) 家庭における教育力を高めるため、学校と PTA の間で情報交換を積極的に行うなど、連携強化を進めます。
- (2) 学校と家庭が連携して子どもたちの健やかな成長を育むため、PTA 活動への支援を行います。

※ 年齢別ブックリスト 対象年齢（0～1 歳・2～3 歳・4～5 歳）ごとに、図書館司書が選んだ「オススメ絵本リスト」を作成。乳幼児健診時に配布しているほか、図書館にも設置している。

第5章 計画の推進

1 教育委員会活動の充実

- (1) 教育委員会会議における議論や課題研究などを通じて、教育行政を適切に推進します。また、教育懇談会の開催などにより市民や各種団体との意見交換を行うなど、教育に関する意見・要望の適切な把握に努めます。
- (2) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づく総合教育会議[※]において、教育委員会と市長の連携を強化し、教育施策の総合的な推進を図ります。また、教育委員会以外の部課と連携し、教育施策を効果的に推進します。

2 教育基本計画の周知

- (1) 教育基本計画の市民周知に努めます。

3 教育基本計画の推進・管理

- (1) 計画の進捗状況を管理し効果的な推進を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、計画の点検・評価を行います。
- (2) 点検・評価にあたっては、施策の取り組み状況や成果指標の達成状況の分析結果を踏まえ評価します。
- (3) 点検・評価は毎年度実施し、市ホームページ等において公表するとともに、施策の推進や改善に反映します。

※ 総合教育会議 地方公共団体に設置される会議で、地方公共団体の長と教育委員会で構成される。教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置の協議・調整を行う会議。

成果指標

施策の進捗状況を示す目安となる成果指標を次のとおり設定します。

基本施策	個別施策	指標名	基準値	目標値(R11)
1 帯広の明日を拓く力の育成	1 ふるさと教育の推進	地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある子どもの割合	(小学) 44.7% (中学) 39.1% 【H27～R1 平均】	(小学) 60%以上 (中学) 55%以上
	2 職業観の育成	人の役に立つ人間になりたいと思う子どもの割合	(小学) 93.6% (中学) 94.6% 【H27～R1 平均】	100%
	3 情報教育の推進	授業でコンピュータなどの ICT を活用したいと思う子どもの割合	(小学) 87.4% (中学) 73.8% 【R1】	(小学) 90%以上 (中学) 80%以上
	4 国際理解教育の推進	外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う子どもの割合	(小学) 66.3% (中学) 64.4% 【H29～R1 平均】	75%以上
	5 南商業高等学校における教育の推進	地域貢献活動に主体的に取り組んでいる生徒の割合	26.7% 【R1】	50%以上
2 変化する社会に挑戦し、たくましく生きる力の育成	6 学びを生かす力の育成	授業において、課題の解決に向けて自ら考え取り組んでいると思う子どもの割合	(小学) 75.8% (中学) 79.8% 【H30～R1 平均】	85%以上
	7 豊かな人間性と創造性の育成	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思う子どもの割合	(小学) 69.7% (中学) 71.1% 【H27～R1 平均】	85%以上
	8 健やかな体の育成	朝食を毎日食べている子どもの割合	(小学) 94.0% (中学) 93.6% 【H27～R1 平均】	100%
		1週間当たり 60 分以上運動・スポーツをする子どもの割合	(小学) 88.5% (中学) 85.9% 【H26～H30 平均】	(小学) 95%以上 (中学) 90%以上
9 教員の資質・能力の向上	授業の内容がよくわかると思う子どもの割合	(小学) 82.6% (中学) 74.8% 【H27～R1 平均】	(小学) 90%以上 (中学) 80%以上	
3 地域とともに育む教育の推進	10 地域との連携・協働の推進	地域の行事に参加している子どもの割合	(小学) 58.2% (中学) 35.2% 【H27～R1 平均】	(小学) 70%以上 (中学) 50%以上
	11 家庭教育への支援	家の人と学校での出来事について話をする子どもの割合	(小学) 77.8% (中学) 76.6% 【H27～R1 平均】	85%以上
	12 学びと育ちをつなぐ学校づくりの推進	小・中学校9年間を見通した授業を行っている学校の割合	(小学) 19.2% (中学) 21.4% 【R1】	100%

指標の説明

子どもたちが自分たちの住む地域への愛着を持ち、地域活動への積極的な参加意識の育成につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがある」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は過去5年間の最高値以上を目指す。

子どもたちが職業観の前提となる意識を持ち、職業への興味・関心、働くことへの理解促進につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「人の役に立つ人間になりたいと思う」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、人の役に立ちたいという意識を全ての子どもたちが持つことを目指す。

子どもたちがICTや情報通信機器に関心を持ち、理解を深めようとする意識を育成し、正しい活用につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「授業でもっとコンピュータなどのICTを活用したいと思いますか」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は令和元年度の値以上を目指す。

子どもたちの外国に対する興味を高め、外国の人と交流する上で必要な能力の向上につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知りたいと思う」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は過去3年間の最高値以上を目指す。

生徒たちが自分たちの住む地域への愛着を持ち、地域貢献活動への積極的な参加につながるものを指標とする。指標は、「過去1年間で、自ら企画・運営するなど、主体的に関わりながら、地域に貢献する活動を行った」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は生徒の半数にあたる50%以上を目指す。

子どもたちの意欲的な学びや課題解決に粘り強く取り組む行動の育成につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は過去2年間の最高値以上を目指す。

子どもたちが互いの価値観を尊重し多様な人と協力して課題の解決に当ろうとする姿勢の育成につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「学級の友達（生徒）との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は過去5年間の最高値以上を目指す。

子どもたちが健康に生活を送るため、規則正しい食習慣につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「朝食を毎日食べている」という質問に対し、「している」「どちらかといえば、している」と回答した割合で、全ての子どもが規則正しい食生活を送ることを目指す。

子どもたちが運動の習慣を身に付け、心身の健康につながるものを指標とする。指標は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）における「学校の体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びをふくむ）やスポーツを合計で1日およそどのくらいの時間していますか」という質問に対し、60分以上と回答した割合で、目標値は過去5年間の最高値以上を目指す。

教員の指導力の向上につなげるため、授業に対する子どもたちの理解度合いを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「授業の内容はよく分かる」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は過去5年間の最高値以上を目指す。

子どもたちが地域の人たちと関わる機会を増やすことにより、地域連携の充実につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「今住んでいる地域の行事に参加している」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、目標値は過去5年間の最高値以上を目指す。

家庭教育の機会の充実につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「家の人（兄弟姉妹は含みません。）と学校での出来事について話をする」という質問に対し、「している」「どちらかといえば、している」と回答した割合で、目標値は過去5年間の最高値以上を目指す。

小・中学校において、義務教育期間を通じた連続性・系統性のある指導につながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「前年度までに、近隣等の小（中）学校と教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取り組みを行った」という質問に対し、「よく行った」と回答した割合で、市内全ての小・中学校において小中一貫教育を推進する。

基本施策	個別施策	指標名	基準値	目標値(R11)
4 安全・安心な教育環境の整備	13 誰もが安心して学べる教育の推進	「いじめは絶対に許されない」と考える児童生徒の割合	(小学) 96.2% (中学) 94.2% 【H27～R1 平均】	100%
	14 安全で充実した教育環境の整備	長寿命化改修の実施校数	0校 【H30】	9校
5 自ら学びともに支える生涯学習の推進	15 学習活動の促進	講座の満足度	95.5% 【R1】	100%
	16 学習を通じたまちづくり	学習成果をまちづくり、地域づくりなどに生かしたいと思う市民の割合	26.3% 【R1】	31%以上
	17 社会教育施設の整備・管理運営	施設利用者の満足度	96.5% 【R1】	100%
6 人が輝く文化芸術活動の推進	18 文化芸術の「つくる・みる・ささえる」人の協働	直近1年間に文化芸術の鑑賞活動を行ったことがある市民の割合	64.7% 【R1】	65%以上
	19 文化資源の継承・活用	市ホームページの文化資源紹介ページの年間総アクセス数	2,161件 【R1】	2,269件以上
	20 文化施設の整備・管理運営	施設利用者の満足度	83% 【H26～H30 平均】	88%以上
7 笑顔をつなげるスポーツ活動の推進	21 多様なスポーツ活動の促進	市内小学生数における帯広市スポーツ少年団登録者数の割合	21% 【H27～R1 平均】	22%以上
	22 スポーツによる活力のあるまちづくり	1年間のうち、する、みる、ささえることでスポーツに関わった市民の割合	82.4% 【R1】	87%以上
	23 スポーツ施設の整備・管理運営	施設利用者の満足度	77.3% 【R1】	82%以上

指標の説明

子どもたちが安心して学ぶことのできる環境づくりにつながるものを指標とする。指標は、全国学力・学習状況調査（文部科学省）における「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合で、いじめは絶対に許されないという意識を全ての子どもたちが持つことを目指す。

施設の安全性と機能性を確保し、良好な教育環境の維持につながるものを指標とする。指標は、長寿命化改修工事が完了した学校数とし、毎年度の予算編成と合わせて検討を進めながら「帯広市学校施設長寿命化計画」に基づく改修を目指す。

市民の生涯にわたる学習意欲の向上につながるものを指標とする。指標は、帯広市教育委員会が主催または共催した講座の満足度を調査するアンケートにおいて、「満足」「おおむね満足」と回答した割合で、目標値は講座受講者全てが満足する講座の実施を目指す。

学習の成果を生かした市民の自主的な活動の促進につながるものを指標とする。指標は、帯広市教育委員会が主催または共催した講座受講者へのアンケートにおいて、「地域や社会での活動に生かしたい」と回答した割合で、目標値は基準値の5%以上を目指す。

市民の積極的な社会教育施設の活用につながるものを指標とする。指標は、社会教育施設の満足度を調査するアンケートにおいて、「満足」「おおむね満足」と回答した割合で、目標値は社会教育施設利用者全てが満足する施設運営を目指す。

市民の文化芸術活動の促進につながるものを指標とする。指標は、市民アンケートを行い、文化芸術に関する鑑賞活動を行った市民の割合を調査し、目標値は、全国・全道において文化芸術活動が減少傾向であることから、現状以上を目指す。

市の文化資源に対する理解が促進され、ふるさとへの誇りや愛着の醸成につながるものを指標とする。指標は、市ホームページ内の文化資源紹介のアクセス件数で、目標値は基準値の5%以上を目指す。

市民の積極的な文化施設の活用につながるものを指標とする。指標は、文化施設の満足度を調査するアンケートにおいて、「満足」「おおむね満足」と回答した割合で、目標値は基準値の5%以上を目指す。

子どもや保護者のスポーツに親しむ機会の充実につながるものを指標とする。指標は、市内小学生のうち、市スポーツ少年団に登録している児童の割合で、目標値は過去5年間の最高値である22%以上を目指す。

スポーツを通じたまちの賑わいづくりにつながるものを指標とする。指標は、市民アンケートを行い、参加、観戦、指導、大会運営、ボランティアなどを通じてスポーツに関わった市民の割合を調査し、目標値は基準値の5%以上を目指す。

市民の積極的なスポーツ施設の活用につながるものを指標とする。指標は、スポーツ施設の満足度を調査するアンケートにおいて、「満足」「おおむね満足」と回答した割合で、目標値は基準値の5%以上を目指す。

令和2年度 帯広市学校給食センター運営委員会 委員名簿

任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

※新任委員は令和2年6月1日～

氏名	再・新任 区分	選出区分	小委員会
おぎわ 小澤 容子	新任	学校代表(帯広市校長会)	給食物資
ほりぐち 堀口 初枝	新任	学校代表(帯広市教頭会)	給食献立
あきば 秋葉 真由美	新任	学校代表(帯広市養護教員会)	給食献立
よこお 横尾 佑一	1期目	関係行政機関(十勝教育局)	給食物資
にしやま 西山 栄治	1期目	関係行政機関(帯広保健所)	給食物資
かとう 加藤 瑞希	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
たにほ 谷保 寿彦	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
まつもと 松本 奈津子	2期目	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
みずの 水野 智明	新任	関係団体(帯広市PTA連合会)	給食献立
たちかわ 立川 健	4期目	学識経験者(北海道全調理師会帯広支部)	給食献立
うめき 梅木 美奈子	1期目	学識経験者(北海道栄養士会十勝支部)	給食献立
きいとう 斎藤 和美	新任	学識経験者(帯広市農業施策推進委員会)	給食物資
しみず 清水 豊	1期目	学識経験者(帯広信用金庫)	給食物資
こうの 耕野 拓一	3期目	学識経験者(帯広畜産大学)	給食物資

○帯広市学校給食センター条例

(目的)

第1条 この条例は、帯広市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定による教育機関として、学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の実施に必要な施設を次のとおり設置する。

名称	位置
帯広市第一学校給食センター	帯広市南町南8線42番地3
帯広市第二学校給食センター	帯広市南町南8線42番地3

(職員)

第3条 学校給食センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(給食代金)

第4条 学校給食センターが実施する給食の代金は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の給食代金は、学校給食法第11条第2項の規定により保護者が負担する学校給食費として校長が取りまとめ、別に定める日までに納付しなければならない。
- 3 第1項の給食代金は、必要があると認めるときは、減額することができる。

(運営委員会)

第5条 教育委員会の附属機関として、帯広市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて答申し、又は必要な意見を具申するものとする。

(組織)

第6条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織し、学校及び関係行政機関の職員、関係団体の構成員並びに学識経験者のうちから教育委員会が任命する。

- 2 委員の任期は2年とし再任されることを妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 運営委員会に、会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 運営委員会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任規定)

第9条 この条例の施行について、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (平成31年3月28日条例第19号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

給食代金

区分	金額
小学校	1人1年当たり 45,825円 (1人1日当たり235円)
中学校	1人1年当たり 56,745円 (1人1日当たり291円)

○帯広市学校給食センター条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、帯広市学校給食センター条例（昭和39年条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(給食代金の減額)

第2条 条例第4条第3項に規定する給食代金の減額は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 児童、生徒等が転入、転出又は死亡したとき。
 - (2) 児童、生徒等が病気、事故その他の理由で給食を受けなかった日が引き続き5日以上で、あらかじめ教育委員会に届出があったとき。
- 2 前項に規定する減額理由が生じたときであっても、教育委員会への通知等の遅延により、既に当該児童、生徒等に供する給食の仕込があったときは、その日の給食代金は減額しない。
- 3 給食代金の減額は、1日当たりの給食代金に給食を受けなかった日数を乗じて得た額とする。

(小委員会の設置)

第3条 条例第5条に規定する帯広市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に専門的事項を調査するため、次の小委員会を置く。

- (1) 給食物資小委員会
- (2) 給食献立小委員会

(構成)

第4条 小委員会は、委員10名以内をもって構成し、運営委員会の委員をもって充てる。

- 2 小委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により、これを定める。
- 3 小委員会委員の所属は、運営委員会委員の互選による。

(調査事項)

第5条 給食物資小委員会は、次の事項を調査する。

- ア 業者の営業状態及び実績調査
- イ 業者の製造能力の調査
- ウ 業者の衛生管理状況の調査
- エ 物資の市況調査
- オ 使用物資の調査

カ その他物資調達に関し必要な事項

2 給食献立小委員会は、次の事項を調査する。

ア 教育委員会より提示された標準献立を参考にした実施献立の調査

イ 調理方法の調査

ウ その他献立作成に必要な事項

(報告)

第6条 小委員会は、その調査審議した事項については運営委員会に報告しなければならない。

(委員長の職務等)

第7条 小委員会の委員長及び副委員長の職務並びに議事等については、運営委員会の例による。

附 則 (平成27年3月26日教委規則第11号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。